

国会審議の議事録

1. 第3号被保険者の届出問うに関する審議
2. いわゆる「運用3号」の取扱いに関する審議

〈国会議事録〉

1. 第3号被保険者の届出等に関する国会審議状況

(注) 昭和59年1月から平成22年12月までの間を対象に、下記の条件で国立国会図書館の国会議事録検索システムで検索し、関係部分を抽出したもの。

- ・ 3号 and (届出 or 種別 or 適用)
- ・ 配偶者 and (届出 or 種別 or 適用)
- ・ 妻 and (届出 or 種別 or 適用)

- 昭和59年12月18日 衆・社労委
- 昭和60年4月16日 参・社労委
- 昭和60年4月18日 衆・社労委
- 昭和60年11月20日 衆・大蔵委
- 昭和60年11月22日 衆・大蔵委
- 昭和61年3月20日 衆・社労委
- 昭和61年3月27日 衆・社労委
- 昭和61年4月2日 参・社労委
- 昭和61年4月8日 参・社労委
- 昭和62年5月26日 参・社労委
- 昭和62年7月28日 参・社労委
- 平成1年12月14日 参・社労委
- 平成3年10月2日 衆・厚生委
- 平成5年2月24日 衆・厚生委
- 平成5年3月26日 参・厚生委
- 平成5年3月29日 参・厚生委
- 平成6年10月21日 衆・厚生委
- 平成6年10月26日 衆・厚生委
- 平成6年11月1日 参・厚生委
- 平成6年11月2日 参・厚生委
- 平成8年5月17日 衆・厚生委
- 平成11年11月17日 衆・厚生委

- 平成12年9月29日 参・予算委
- 平成12年11月9日 参・国民福祉委
- 平成13年3月1日 衆・予算委第5分科会
- 平成13年4月11日 衆・厚労委
- 平成13年11月28日 参・決算委
- 平成13年12月11日 参・決算委
- 平成14年4月8日 衆・決算行政監視委
- 平成15年2月27日 衆・予算委第5分科会
- 平成16年4月7日 衆・厚労委
- 平成16年5月7日 衆・厚労委
- 平成16年5月18日 参・厚労委
- 平成16年5月19日 参・決算委
- 平成16年5月20日 衆・総務委
- 平成16年5月27日 参・厚労委
- 平成16年6月1日 参・厚労委
- 平成18年6月5日 衆・決算行政監視委
- 平成19年5月9日 衆・厚労委
- 平成19年11月28日 衆・厚労委
- 平成21年4月15日 衆・厚労委
- 平成21年4月17日 衆・厚労委
- 平成21年6月11日 参・厚労委
- 平成21年7月8日 衆・厚労委

2. いわゆる運用3号の取扱いに関する国会審議状況

- 平成23年2月24日 衆・予算委
- 平成23年2月25日 衆・予算委第5分科会
- 平成23年2月28日 衆・予算委
- 平成23年3月2日 衆・厚労委
- 平成23年3月4日 参・予算委
- 平成23年3月7日 参・予算委
- 平成23年3月8日 衆・厚労委
- 平成23年3月8日 参・予算委
- 平成23年3月9日 衆・厚労委
- 平成23年3月9日 参・予算委
- 平成23年3月10日 参・予算委
- 平成23年3月10日 参・総務委
- 平成23年3月24日 参・厚労委
- 平成23年3月25日 参・厚労委
- 平成23年4月15日 衆・厚労委
- 平成23年6月9日 参・厚労委
- 平成23年7月8日 衆・厚労委

102-衆-社会労働委員会-5号 昭和59年12月18日

○森井委員 (略)

先ほど我が党の竹村委員から、婦人の年金権の問題について質問があったわけですが、もう一度私から確認をしておきたいのでありますが、内縁の妻についても対象になりますね。

○長尾政府委員 いわゆる三号被保険者の認定に際しまして、配偶者と言われる定義につきましては、事実上婚姻関係と同様な事情にある者も含めて取り扱います。(「どうやって証明するんだ」と呼ぶ者あり)

○森井委員 問題は、今、後ろから声がありましたように、どういう証明をするのですか。管理も大変ですよ。これは制度としては、夫の保険料から夫名義と妻名義の、現在のところ約五千五百円相当分を国民年金の基礎年金勘定に入れるのですね。事実婚の場合は名字が変わっていますよ。それは、名字は変わるけれども、ちゃんと把握ができますか。これは、入籍しなければ氏はそれぞれ違いますね。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

三号被保険者の具体的な適用方法でございますが、具体的な事務処理につきましては、法案成立後私どもにおいて検討を進めさせていただくわけでございますけれども、具体的には現実に任意加入をしておられますサラリーマンの奥様がおられるわけでございますが、こういう方々から届けを出していただきまして、自分は三号被保険者該当であるということを証明するものを添付していただくというような方向ではないかと考えておるわけでございます。

先生お話しになりましたように、いわば夫側の方から妻を探すということではございませんで、個々の奥様の方から届けをしていただくという形をとりまして、三号被保険者として認定ができない方につきましては、一号被保険者ということで保険料を納付していただくというような形になるかと思っております。

○森井委員 しかし、これは大変なことですね。僕も、今明らかになってびっくりしたのですけれども、そうすると、サラリーマンの奥さんは自動的じゃなくて、本人からの申請に基づいて三号被保険者として認定する、こういうことですね。これは事務的に大変なことですよ。出さなかったらどうするのですか。そうすると強制加入だから、今度は国民年金そのもの、一号被保険者として強制加入になる。届けなかったらそういう場合があるわけですね。そのときは市役所とか区役所とかから納付通知書が行くのでしょうか。あなたは届け出がないから一号被保険者でございます、こういうような形になるのですか。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

現行の制度におきましても、国民年金の被保険者につきましては御本人の届け出という形で適用させていただいておるということでございます。厚生年金の場合は、事業主の方に、個々の被用者につきまして被保険者の資格取得、喪失ということの手続をさせていただいておる、こういうことでございます。国民年金は事業主にかわる方がございませんので、

御本人に被保険者の資格取得、喪失ということについては届けを出していただくという形になっておるわけでございます。

今回の改正法によりまして、本来被保険者につきましては、厚生省令の定めるところによりまして、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更、これは今お話しになっております一号、三号等の種別の変更でございますが、こういったものを市町村長に届け出るという形になっておるわけでございまして、そういう形での事務処理をさせていただくということになるかと思えます。

○森井委員 年金局長、それでいいのですか。そうしますと、これは全国数千万のサラリーマンの妻が全部そういう手続をとるわけですか。では、ほっておいたらどうなります。先ほど言いましたように、あなたは一号被保険者だから国民年金を支払いなさい、そういう納付通知書が行くのですか、あるいは放置ですか。

○長尾政府委員 現在の法律体系もそうでございまして、改正後の法律体系もそうでございまして、我が国は二十から六十歳までの年齢の方につきましては、学生さん等の例外はございますが、すべて国民年金その他の被用者年金に加入していただくということが仕組みでございます。したがって、三号被保険者と認定できない方につきましては、一号被保険者としての保険料の納付を私どもからお願いをするということになるわけでございます。

○森井委員 質問ですからそれ以上言いませんけれども、それは事務的には大変なことになる。大体各事業所ではそれぞれ源泉徴収等を行っているわけですね。本人がたれ、そして扶養家族はだれ、その中の妻はだれというのが明確になっているわけです。僕は割とちゃっかりしているものですから、そういった方については自動的に行くんじゃないかと思っておりましたけれども、これはゆゆしいことでありまして、そうすると、ほっておいて一号被保険者にされて納付通知書が来る。納付通知書が来るとか来ないとかという返事はありませんけれども、多分来るんだろうと思う。それとも、納付通知書も来なければ、これはそのまま無年金者ですかね。これは事務的には、あるいは法制的には相当な欠陥があると思う。いいです、これは答弁は要りません。大変な問題だから、お困りになるのはあなた方ですけども、国民も困りますね。しかも、先ほど言いましたように、保険料というのは払わなくても罰則がないのですよ、自分が年金をもらえないだけで。そういう性質のものでしょう。

だから、政府の基礎年金というのは問題がある。我々のは税方式ですから。しかも所得型の付加価値税というのは、間接税じゃなくて直接税なんです。そして、これは物価にもはね返らないといういろいろのいい点もある。数々のメリットがありますが、これは、私どもが勝手に主張しているんじゃないのですね。既に昭和五十二年に社会保障制度審議会で建議があつて、これからは、四十年も何十年も掛けなければ少なくとも基本に関する部分の年金がもらえないというのはおかしい、だから税方式にしようじゃないか、こういう形で建議がされているわけでありまして、あなた方はそれは無視をしてこられたわけです、

名前だけは似たようなものをとっておられますけれども。しかし、そう考えていきますと、話を戻しますが、今言いましたように、三号被保険者か一号被保険者かで相当違いがありますね。

もう一度聞きますが、事務的にはいいのですか。

○長尾政府委員 今回の改正案の具体的な実施につきましては、現行の仕組み、つまり国民年金は市町村を通じた事務処理をやっており、厚生年金は事業主、社会保険事務所を経由した事務処理をやっており、こうした現行の仕組みを大幅に変更しないようにということを考えていただいております。

今御質問になっておられます被用者の妻の方は、現在は任意加入の奥様として大体七百万ぐらいの方を、市町村が第一線の窓口として、これらの方々の被保険者資格の取得、変更等の事務を処理しておりますので、今までの事務を継続するという形で市町村長に事務をさせるというような形になっておるわけでございます。

先生が先ほど来御質問でございますように、第三号として認定し得なかった方につきましては第一号被保険者としての認定になりますので、この方につきましては市町村から保険料の納付をお願いするという形になっておりますし、またその場合、先生がおっしゃいましたように、免除に相当される場合にはもちろん免除をいたしていくわけでございますが、滞納される場合につきましては、確かにその期間が年金権の上では空白の期間になっていくということは御指摘のとおりだと思います。

○森井委員 時間がありませんから、もうこれ以上私は聞きませんが、この問題については相当問題がある。

じゃ、管理はどうなるのでしょうか。例えば内縁の妻は対象になるわけでしょう。三号被保険者になり得ますよね。その場合にどういう証明が要るのか。離婚した場合も、離婚しましたと一離婚というのは届け出によって発生いたしますから、市役所とか区役所とかで把握できる。そこから今度はそれぞれの年金勘定に対して通知があるのですか。それは十分自治省側とも連絡をとってあるのですか。そうしないと、次から次に落ちてしまいますよ。先ほど言いましたように、仮に内縁の妻で三号被保険者として認められて、夫の保険料から夫名義と妻名義の拠出金が国民年金の基礎年金勘定に入るといたします。これは当然固有名詞がついて入るのでしょうかね。だから、そういうふうなことを考えますと、あなた、もうちょっと親切に答弁してください。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

この仕組みは、いわば被保険者サイドで把握いたしました方と、先生御指摘の保険料の納付とがストレートに結びついておらないという形になっておるわけでございます。ですから、それぞれの被保険者の方から被保険者としての届け出がありまして、市町村でその方を三号被保険者として認定していく場合には、その方から出ましたいろいろな証拠書類、例えば今先生事実婚という話がございましたが、事実婚につきましても、例えば住民票上相当長い期間同居しておられるという事実がある、それから、だんな様の会社において被

扶養者として認定しておる事実がある等のことを見まして、具体的には例えば山田さんから山田さんという方について認定をいたしますと、その方に三号被保険者としての資格を認めまして、その方の資格の記録というものを市町村のいわば国民年金サイドで登録をいたします。しかし、この山田さんにつきまして具体的にその御主人の厚生年金の方から山田さんの分という形で保険料が納付されるということではありませんで、総体としての三号被保険者の数を考えまして被用者年金、つまり厚生年金からでございますが、基礎年金勘定に繰り入れるという形をとるわけでございます。

ですから、個々の被保険者の方からしますと、それぞれの方がどういう方とある時点結婚しておられようと、また離婚しておられようと、その方の独自の資格は継続して記録されてまいります。そのそれぞれのときに応じまして、その方が一号である期間は御自分が、また三号である期間は、御自分は納付せずに厚生年金から、いわばプールされた形で保険料が納付されていく、こういう形になるわけでございます。

○森井委員 もう時間がありませんから、この問題はこれくらいにしますけれども、ちょっとだけ強調しておきますと、これは夫婦であって四十年間、離婚もなければ夫の失業もない、逆に妻が自営業者等に就職をして変わる場合もありますけれども、いずれにしても四十年間平穩無事に連れ添っている人については確かに計画どおりいくかもしれませんが、それ以外は総背番号制にでもしない限り――総背番号制も、こんなことをしてはいけません。まだ保護法制がないのですから大変ですけれども、大変な問題があるということ指摘しておきます。十分御考慮いただきたいと思うのです。

(略)

○村山(富)委員 一万三千円が高いとか低いとかいう議論の前に、今国民年金に加入しておる人たちの所得の実態を見た場合に、保険料を掛けることに大変無理があるのではないか。そうすると、免除者がふえ、脱落者がふえて無年金者がふえていくのではないか。これが基礎年金の土台を崩す一つの大きな要因になっていくのではないか、こういうことが心配されるから聞いているわけですよ。私はそれは確かにあると思いますよ。このことを一つ今言うておきます。また議論したって始まりませんからね。

その次にお尋ねしたいと思うのですけれども、今、サラリーマンの奥さんというのは、無業の奥さんが一千万人いる。これは今までは任意の加入ですから、任意で入っておる者もあれば入らぬ者もある。大体一千万人くらいいる。この一千万人の方の保険料というのは、夫の厚生年金の保険料に加えられて払うわけですね。ですから奥さんは払わないわけです。そうしますと、これは、今のような変動の激しい社会の中では極めて雇用は不安定なんですよ。いつ失業するかもしれない、いつ転職が起こるかもしれない。そういう移動の激しい状況の中でどういう管理をしていくのですか。同時に、夫婦というのはいつまでも夫婦で一緒におるわけじゃない。別居する場合もあろうし、戸籍上いろいろ問題があるかもしれませんけれども、離婚する場合もありましょうし、いろいろありますよ。そういういろいろな夫婦関係、雇用も含めての現状に対して、一体この管理はどうしていくので

すか。どうつかんでいくのですか。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

いわゆる三号被保険者の資格の管理の問題でございますが、この点につきましては、ただいまの国民年金の被保険者の方とはほぼ同様な手続、処理をいたしたいと思っておるわけでございますが、まず、第三号被保険者の資格の確認でございますけれども、国民年金の現在の被保険者の方と同じように、御本人の届け出を待ちまして、その方が厚生年金の被保険者の配偶者であり、かつ、その被扶養者であるということを確認をいたしまして、三号被保険者としての登録をさせていただきます。この場合、当初確認をいたしまして被保険者原簿に登載をしましますと、その年におきましてはその保険料の納入は必要ないということになります。しかし、その後、先生今お話しがありましたように、御主人の方の就業上の身分、また御主人との関係等に変化があるわけございまして、その点の後のいわばフォローでございますが、これは私ども具体的に細部を詰めておりませんが、例えば、現在は任意加入の被保険者の方に毎年保険料の納入をお願いしておるわけでございますが、そういった形で、毎年御本人にそういった状態に継続しておられるかどうかということを確認する手続をとっていただくこと、または、途中でそういった変化がありましたときに、届け出ということによりまして、その資格状況をフォローさせていただくというようなことを考えておるわけでございます。

細部につきましては、具体的な実施に当たります地方庁等の意見を聞きまして詰めたいと思っております。

○村山（富）委員 これは大変難しい問題だと思いますよ。だから、問題点として指摘をしておきます。（略）

102-参-社会労働委員会-15号 昭和60年04月16日

○糸久八重子君 まだまだ問題はたくさんあるんですよ。少し先に進みます。

婦人の年金資格の管理と認定の問題なんですけれども、夫の被保険者資格というのはいくらで認定いたしますか。

○政府委員（長尾立子君） 御主人様が厚生年金の被保険者ということで考えさせていただきますと、これは事業主からの届け出に基づきまして、社会保険事務所を通じまして社会保険庁が管理をいたしておるわけでございます。

○糸久八重子君 事業所から社会保険事務所、そして社会保険庁という経路でいくわけですね。

先ほどの確認の中で、夫の保険料の中に妻の分が入っているということなんですけれども、被扶養配偶者の資格はどこで認定をいたしますか。

○政府委員（長尾立子君） 第三号被保険者の被保険者管理の問題の御質問と思います。

この点につきましては、こういった全体の仕組みにつきまして国会で御承認をいただきました上で、私どもとしては最終的に事務処理を決めていくものだと思いますのでございますが、現在私どもが検討しております案を申し上げます。

現在、被用者の妻と言われる方々につきましては、国民年金の被保険者でありますし、市町村がこういった被保険者の方の第一線の窓口としての事務処理をやっておるわけでございます。私どもといたしましては、現在の仕組みを大幅に変えることなく新しい仕組みに移っていきたいというふうに考えておりますので、現在の市町村の国民年金の被保険者管理の仕組みをそのまま踏襲いたしまして、第三号被保険者につきましても市町村に届け出をしていただきまして、市町村から社会保険事務所と、こういうようなルートで管理をさせていただきたいと思っております。

○糸久八重子君 それでは、夫は事業所、そして妻は市町村で行うということでございますね。

今妻がパートとして働きに出た場合、常雇用の四分之三の時間、つまり八時間労働ですから六時間働いている場合には、被用者保険には加入できますか。

○政府委員（長尾立子君） パートというものの勤務の実態、今先生がちょっとお話しになりましたけれども、実にさまざまだと思うのでございますが、常雇の労働者とほぼ変わらないような、今先生がおっしゃいましたような状況にある方につきましては厚生年金の被保険者としての適用をするようにというふうに指導いたしております。

○糸久八重子君 それでは加入できるわけですね。

パートで適用されるということになりますと、先ほどの被扶養配偶者が、つまり三号被保険者ですね、それが今度雇用されて厚生年金に入りますと二号被保険者に移るわけですね。そうすると、この場合事業所は先ほど言いましたとおり社会保険事務所に届けますね。そうすると、市町村の方はどうなりますか。

○政府委員（長尾立子君） 現在におきましても、国民年金と厚生年金の間を異動される

方というのはあるわけですが、現在の仕組みでも両方の制度を二重適用するということはありませんで、一方の資格を喪失していただきまして新しい資格に移っていただくという仕組みをとっております。

それで、現在は年金手帳を一本にいたしておりまして、こういった制度間を変わられませぬ場合も、同じ手帳を出していただきまして、制度が変わられたという形の手続をさせていただいておるわけでございます。

○糸久八重子君 本人自身が一々市町村に行って届け出をするということになるわけですね。パートというのは短期間雇用といいますほど非常に就業期間が短い場合があるし、今の雇用の状態ですと常雇用のように非常に長く勤務をしているということもないし、勤務先が転々と変わる場合も多いわけですね。そうしてその間には職がなくて家庭にいるという場合も恐らくあるわけですね。そうすると、もう市役所に行ったり来たり行ったり来たりしなければならぬ、そういうことになりますけれども、随分煩わしいですね。いかがですか。

○政府委員（長尾立子君） 先生の御質問は、厚生年金の被保険者としての適用がそういった非常に就業形態の安定していない方についてどういう取り扱いになるかという御質問ではないかと思えます。

厚生年金は、臨時的な業務に従事する方、また日々雇入れられる方、いわゆる日雇いという形の形態でございますが、こういう方々につきましては厚生年金は適用しないという形になっております。したがって、今の先生のお話、これは一つの例としておっしゃったのだと思えますので、実際は常用的使用関係として雇用されたけれども、事業所の方が急に休業になってしまったというようなケースはもちろんあると思うのでございますが、常用的使用関係にあればその適用をする。臨時的なものであることが明らかにわかっておればこれは厚生年金は適用しないで国民年金の適用ということにさせていただいております。

○糸久八重子君 先ほどもお聞きいたしましたけれども、時間でいった場合には常雇用の四分の三の時間、そして臨時的でない場合には厚生年金の適用だということですね。

そうすると、あと収入との関係なんですけれども、例えば時間給が六百円であった。そして先ほど申しましたとおり一日六時間働いた、そして月に二十日間働いたとしますね。そうしますと、時給六百円の六時間で三千六百元、そしてその二十日間ですから七万二千元ですね。七万二千元の一年間で八十六万四千元、こういう場合に、四分の三の時間就業すれば、これは適用いたしますか。

○政府委員（長尾立子君） これは現在御審議いただいております法案の三号の定義のところ、主として第二号被保険者によって扶養されているという条件がついておりますので、今の先生のお話は、今のような収入水準の場合に、これは雇用されなくても、例えば内職とか自営業とかで収入がおありになるというケースもあると思うのでございますが、そういった収入の場合に被扶養者というような、被扶養配偶者という認定ができるかとい

う問題になるかと思えます。

今私どもが検討いたしておりますのは、健康保険、医療保険等におきまして被扶養者というものの一定のラインを決めておるわけでございますが、大体九十万ぐらいだったかと思えますけれども、こういった水準を参考にいたしたいと思っておるわけでございますので、今先生おっしゃいました金額は、ややちょっとすれすれでございますが、主として二号被保険者によって扶養されている者という認定に入るのではないかと思います。

○糸久八重子君 そうすると、常雇用の四分之三の時間働いていても、扶養控除の九十万に達しない場合には、これは結論的には入れないということなんですね。

○政府委員（長尾立子君） 私の説明が舌足らずであったかと思いますが、厚生年金で適用すべきかどうかということは、労働時間、労働日数、就業形態、それから職務内容等を総合的に判断しると

いっておるわけございまして、この場合には、収入が今先生おっしゃいました金額よりも少なくても、総合的に判断いたしまして常用的使用関係にあれば、これは厚生年金が適用になりますので、厚生年金保険法の体系で適用になりますので、この場合には三号被保険者とはならないということでございます。

○糸久八重子君 そうすると、今この人たちは適用になると、だから三号被保険者ではないとおっしゃいましたね。

一般に、扶養控除九十万以内で働いた場合には、夫が保険料を払っているから年金には加入をしない人が多くなってくるんじゃないか。また、事業所が、あなたの夫はとにかくあなたの分の基礎年金分を払っているんだから、ここでわざわざ年金の掛金をしなくてもいいじゃないかということを経営所でそのように指導をしてくるのではないかと思うのですけれども、その場合はどういたしますか。

○政府委員（長尾立子君） これは、厚生年金保険法のいわば適用の問題になるかと思えます。

厚生年金保険は、被用者としての身分を持つ方につきまして厚生年金保険法の体系で保障をするという考え方に立っておるわけでございますので、非常にかた苦しい言い方で恐縮でございますが、被用者としての認定がされる方につきましては、これは厚生年金の被保険者として扱っていくというのが基本的な姿ではないかと思うわけでございます。

○糸久八重子君 今私が申し上げたのは、確かに法律的には認定されるということなんだけれども、実際に働いているその事業所の事業主が、何も加入をしなくたっていいじゃないかと、あんたは夫が掛金を掛けているんだからいいじゃないかと言う場合が恐らくこれは出てくると思うんですよね。だから、そういう心配があると、そういうことを申し上げたのです。

○政府委員（長尾立子君） 大変形式的な答弁になって恐縮でございますが、先生お話しのような、事業主が御自分の保険料負担というものを軽減したいがためにそういう方向をとるとということにつきましては、私どもは法律の基本的な運用からすれば問題であるとい

うふうに考えております。

○糸久八重子君 別居関係にある夫婦の場合、別居していても本人が働かない場合は何号被保険者になりますか。

○政府委員（長尾立子君） 先ほど申し上げましたように、主として二号被保険者に扶養されておるとい実態があるかどうかという問題になるかと思ひます。

別居ということでも、例えば御主人が単身赴任されておるといような形で、住居は別にされておられましても生活はその御主人の方がすべて見ておられるといようなケースでございますと、これは三号被保険者に該当すると思ひますが、事実上何と申しますか、生活が別になっておられて、その扶養されておるとい実態がなくなっておれば、これは三号被保険者ではなくて一号被保険者、またはそれは厚生年金の被保険者であれば当然二号被保険者、こういうことになるわけでございます。

○糸久八重子君 実際的に生活が全く別になって別居している場合には一号被保険者になるとおっしゃいましたけれども、この場合に、だれがそれを認定するんですか。

○政府委員（長尾立子君） 先ほど申し上げましたように、現在国民年金の被保険者の管理の第一線になっております市町村長になるかと思ひます。市町村長は住民登録を持っておるわけでございますし、それから本人からいろいろな医療保険の方の被扶養配偶者になっておるかといような資料等も出していただきまして判定をしていくということになるかと思ひます。

○糸久八重子君 しかし実際に別居の状況になっているのを余り公にしないで別居しているとい状況も多いんじゃないかと思ひます。そうなりますと、当然妻は三号被保険者でしょう、公にしていな場合には、三号被保険者ということになりますね。よろしいですか。

○政府委員（長尾立子君） 先ほど来申し上げておりますように、同居しておられましても扶養をされているかどうかとい要件がございます。現在は国民皆保険でございますので、そういった方々について医療保険上の適用関係を見ますと、御主人との関係が医療保険上はある程度明確になってくるのではないかと思ひますので、そういう点で御主人との扶養関係といのはある程度認定がつくのではないかと思ひております。

○糸久八重子君 別居していましても、医療関係の保険の名前を削除するといようなことは、すぐにはしないわけですよ。そうなりますと、やはり妻とい形で残っているわけですから、その場合には三号被保険者でしょう、あくまでも。

もしそういう状況の中でその奥さんが働いた場合、働きに出た場合、その場合はこれは当然二号被保険者になるわけですね。

○政府委員（長尾立子君） 厚生年金の適用事業所に常勤的雇用といことでございまして、厚生年金の被保険者になられまして三号から外れるといことでございまして。

○糸久八重子君 そうなりますと、夫は妻の分を払っているわけですね、先ほどからも言っているように。そうすると、別居中の妻も、例えば厚生年金の適用になって払っている。

そうなるかとダブってしまいますね。

○政府委員（長尾立子君） それは先ほど来局長から御説明を申し上げておりますように、いわば別居中で扶養対象配偶者のない方は独身の男性と同じような意味で保険料を同じような形で負担をしていただき、奥様の方は厚生年金の被保険者という形で保険料の負担をお願いします、こういう仕組みになっておるということでございます。

○糸久八重子君 そうすると、やはりこの妻は夫からも基礎年金部分を払ってもらい、自分も基礎年金分を払うという状況になってくるわけです。

今そういう別居中の状況があったときに、夫に内縁関係の女性ができて同居していたという場合、その場合を想定いたしましょう。そうすると、この夫の保険料で適用を受ける三号被保険者はどちらですか。

○政府委員（長尾立子君） 大変微妙な御質問でございますけれども、国民年金法上は、配偶者というものの定義には内縁の者も入ると思います。しかし、この場合の内縁といえますのはいわゆる重婚関係というような方を含みませんで、何らかの理由で届け出ができておられるというような方を考えておるわけでございます。それで、問題はそういった今の重婚的な内縁関係ということになりますと、いずれの方につきましても、前の、前といえますか、法律上の奥様については扶養されているという実体がない。後の方については配偶者ということにならないというようなことになりまして、いずれも第三号被保険者に該当しないということになるのではないかと思います。

○糸久八重子君 被扶養配偶者というのはどういうものを指すかといえますと、法律上の妻と、それから生計維持の内縁関係にあるものを被扶養配偶者としているんです。今例を挙げましたけれども、この場合は実際に同居して生活しているんです。つまり、生計維持上の内縁関係にあるわけですから、これは被扶養配偶者で三号被保険者になるんじゃないですか。

○政府委員（長尾立子君） 問題は、その配偶者の定義の中に、今のおっしゃいましたような重婚関係の配偶者を含めて考えるかということだと思います。この配偶者の定義は、この三号の被保険者にとどまりませんで、例えば遺族年金の受給権者というものを考えます際にもこの配偶者というものが同じように出てくるわけでございますが、従来の各裁判におきます判例等を見ましても、この配偶者につきましても、重婚的な関係については配偶者として認めないというふうに考えておるわけでございまして、そういう意味で先ほどの御答弁を申し上げたわけでございます。

○糸久八重子君 そういう資格の認定というのは、いつ、だれが、どこでするんでしょうか。

○政府委員（長尾立子君） これは市町村がするわけでございますが、先ほど申し上げましたように、市町村は住民登録を管理いたしておるわけでございまして、それからもう一つは、医療保険における被扶養配偶者としてそちらの方が登録されておられるかというような両方の要件を見るわけでございますので、判定はできると思います。

102-衆-社会労働委員会-16号 昭和60年04月18日

○多賀谷委員 私、非常に心配しているのは、サラリーマンの妻が今度は三号の被保険者になるでしょう。ところが、夫が退職すれば厚生年金を払いません。そうすると、うっかりすると妻は一号年金に切りかわっていない。これが私は非常に多いと思うのですよ。今までは無関心であっても夫がどんどん保険料を払ってくれておる。ところが今度は夫が退職した、そうしたら、自分は三号でなくなっているわけですよ。一号へ移らなければならぬでしょう。この空間に障害がいろいろ起こると、いわゆる被保険者でない間の障害だというので何ももらえない。社会保険庁もおられるけれども、よほどPRしないと不幸な事態が起こるのではないかと思います。これをひとつどういうようにするか、お答え願いたい。それで終わりたいと思います。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

先生おっしゃいましたのは、三号被保険者としての被保険者管理をしております、その方の御主人様の社会保険上の地位の変更によります変更でございます。これは一つの考え方は御本人からの届け出をお願いしたいと思っておりますけれども、先生がおっしゃいましたように、そこにずれが出てくることは重々考えられますので、私どもといたしましては、もう一つ違うサイドからのチェックシステム、被用者保険サイドの変更がそういった形の第三号被保険者の変更に結びつくようなシステムを検討いたしております、御本人の届け出と併用する形で考えたいと思っております。こういった場合でも、若干のずれ、一月とか二月とかのずれが出ることは予想されるわけでございますが、この場合は、今回の改正につきましては、その時点で一号でございますので、保険料のいわば滞納になるわけでございますので、滞納という事態がございまして、今までの被保険者期間全体を通じまして三分の二の拠出があれば、つまり三号としての期間が三分の二に満ちている形になっておりますので、障害年金の受給資格はほとんど得られると考えております。

103-衆-大蔵委員会，地方行政委…2号 昭和60年11月20日

○榎輪委員 何だか余り理解していただけないような気がしてなりません。

と申しますのは、私が今まで議論してまいりましたように、婦人の年金権を確立したというのならば、その点について夫がどうかであるとかこうであるとかということに左右されずにきちんと固有の年金権を確立することでなければ、本当に一人前の人格を認められたものとは言えないではな

いか、夫の立場によってかなり左右されてしまうこういう年金では、妻というか婦人の年金権が確立していないというふうに私は言いたいわけです。

その上に、今回の措置で婦人の無年金者をこういう状況でできるだけなくしていく、なくなるだろうというふうに言われていますけれども、実際問題としてこの保険料納付が二十五年未満であれば無年金になってしまいますし、四十年未満では五万円年金に達しません。

厚生省の八四年の行政基礎調査では、九万人サンプル調査で、公的年金に加入すべきであるにもかかわらず加入していない者は七・七%だ。四十年後には六十五歳以上の人口は二千七百万人と見込まれて、その七・七%は二百八万人、この二百八万人が無年金者となるのではないかとこのように推計されております。一方、保険料の免除者は八四年で三百十九万人、一七・四%と数字が出ております。

私は、この中で男女別というのを明らかにしてほしいというふうに要求したわけですが、男女別統計はないというふうな厚生省のお答えでした。実際問題としていろいろ考えてみますと、当然婦人の比率が極めて高いのではないかと思わざるを得ません。国民年金の三分の二の加入者が婦人ですし、国民年金は月一万三千円の負担となってまいります。ますます支払いが困難で、無年金者となるケースは当然ふえると見込まなければなりません。仮に保険料の免除の適用を受けても、給付は公的負担分だけ、三分の一だけしか受けられない。したがって厚生省の試算では、四十年後には国民年金加入者の四分の一は五万円年金は受けられないというふうに言っているわけですね。かなりの部分、婦人がここに該当するというふうに見込まなければなりません。

で、こうした実態の中で、被用者の妻が国民年金強制加入ということになりますけれども、これまで国民年金に未加入の妻の場合は、だれが被用者の妻であるのか把握するのが非常に困難であるというふうに厚生省が言っておられるようです。そこで、被用者の妻が年金制度が変わったことを知らずに、市町村の届け出を放置したままにしておくと、せっかく三号被保険者に当たっていても、妻の年金受給資格は得られないこともあり得ることが予想されます。妻が六十五歳になって、さて年金をもらおうかと思ったときに、一体何年間被用者の妻であったのかということはどうやって証明することになるのでしょうか。その場合、特に内縁の妻の場合一体どういうことになるのでしょうか。二十五年に一カ月でも欠ければ無年金となるだけに、一体いつからいつまで被用者の妻であったということを確定することが大事なことになるやに思われますけれども、どうやって解決して

いくのでしょうか。

年金局長は、これまでの年金の記録は保険料を納めた記録だけをつかまえていればいいのですが、今後はそれだけでは済まない、住所、氏名、年齢のほか、身分関係の変動、雇用関係の変動までつかまえないければサラリーマンの奥さんに対する年金が成立しないのですと述べておられるわけで、ここから考えてみても、かなりの無年金者というのが予想されるわけですが、一体どうやって解決していかれるつもりですか。

○長尾政府委員 お答え申し上げます。

先生の御質問は二点あったかと思えます。一点は、現在国民年金に加入をしておられないサラリーマンの奥様方についてどのような把握をするのか、大変に難しい問題なのではないかという点、それから、生涯三十五年なり四十年という長い期間にわたって三号該当であるということについてどのような事務処理をやっていくのかという点であろうかと思えます。

ただいま私どもといたしましては、国民年金に任意加入をされておられます方につきまして、お届けを出していただきたいということでお知らせを差し上げておるわけですが、未加入の方につきましては、六十一年の四月一日、今度の改正法が施行になります以後に手続きをさせていただきたいと思えます。

で、未加入の方につきまして三号該当であるかどうかというのを把握するのは技術的に大変難しい点があることは先生御指摘のとおりと思えます。私どもは市町村におきます住民台帳、国民健康保険の被保険者の台帳等を基礎にいたしまして、できる限り網羅的に対象者を把握できるような方法を検討いたしておりまして、できる限り多くの方々が漏れなく三号被保険者としての届け出をしていただきたいというふうに考えております。

それで、三号被保険者の方の被保険者管理の問題でございしますが、これは基本的には、従来の国民年金の被保険者の被保険者管理の手法をもってやりたいと思っております。現在、国民年金の被保険者につきましては、市町村を窓口といたしまして、強制加入であるか任意加入の方であるかという種別ごとに被保険者管理をいたしておりますが、これにつけ加えまして、三号該当という費目を私どもの仕組みの中に新たに設定をいたしまして、今回お届けをいたします方々につきまして、三号被保険者としての登録をいたしまして、今後その上での被保険者管理をいたしていくつもりでございします。

その間におきまして、今先生おっしゃいましたように、離婚をなさるとか、それから収入が相当に多くなられまして、いわゆる被扶養該当ということでない状況になることが予想されるわけですが、この場合には、いわば国民年金の被保険者の種別の変更ということになるわけですが、現在、この種別の変更につきましては、現行法につきましてもまた新しい国民年金法につきましても届け出をしていただくというふうな仕組みになっておりまして、届け出をお願いするということになろうと思えます。この届け出の励行をしていただくということが、今先生おっしゃいました三十数年にわたって被保険者の種別を確実に確認していくということの非常に難しい点になろうかと思えますが、この

届け出の確認ということにつきましては私どもの方でできる限り努力をさせていただきたいと思っております。

○簗輪委員 内縁の妻の場合はそれをどのように解決していかれるのですか。ちょっと明確じゃないものですから、もう一度お答えいただきたいと思います。

○長尾政府委員 お答えをいたします。

三号被保険者、つまり被扶養配偶者であるかということの認定の一つの基準として考えておりますことは、他の社会保険におきまして、例えば健康保険におきまして被扶養者としての登録がされておるということを一つの基準として考えております。それから、現在市町村を窓口にするという形で申し上げておりますが、市町村におきましては住民基本台帳の管理をやっておるわけでございます、いわば事実上の配偶者であるということ、それから被扶養の状態であることの二点につきましては確認ができるというふうに考えております。したがって、いわゆる法律上の届け出をされておられませんが、事実上被扶養配偶者と同様な方につきましてはそういう形で確認をさせていただきたいと思っております。

○簗輪委員 実際問題として届け出というのにかなり左右される。そういうことを考えてみますと、その辺のところは実態とぴったり合った届け出がスムーズに行われるという仕組みになっていない限り、権利のある者がその権利を受けられないとかあるいはまた異なる状況に追い込まれてしまうということがあるわけで、今お聞きした限りにおいても十分把握できるというふうには了解できない状況のように思われます。そのような措置をとって一体どの程度把握できるか、どの程度把握漏れがあるというふうにお考えなのか、わかりましたらお答えいただきたいと思います。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

現在、国民年金の被保険者につきましては、私どもで機械化を進めておりますいわゆるオンライン計画におきます適用面の完成をいたしております。つまり、被保険者の管理がコンピューターシステムによってできておるわけでございます。したがって、今後の仕組みといたしましては、いわゆる配偶者情報、今回届け出によりましてその方の御主人に当たられます方の被保険者番号を登録していただくわけでございますが、そういうような配偶者情報をチェックできるようなシステムをもちまして、いわば先生今御指摘の届け出がおくれたケースにつきましては、即時というのはなかなか無理かと思いますが、今後チェックを考えていきたいと思っております。その場合に、どれくらいの確認が制度としてできるかというのは大変難しい問題であると思っておりますが、できる限り年金受給に問題のないような数字まで持っていききたいと思っております。

○簗輪委員 届け出によって一号か三号かが変わってくる。その場合に、一号の場合だったらみずから保険料を払わなければならないし、三号だったら払わなくてもいいというようなことから考えますと、この辺のところをきちんとしない限り、本当に公平な年金受給ということは確保できないのではないかとこのことを指摘しておきたいと思っておりますし、努

力はなさいますものの、その辺で完全な把握が困難だということから見ましても、無年金者というのはここでも出てくるということを指摘せざるを得ないと思います。こうした無年金がさまざまな条件のもとで生まれてくるわけですが、他方、六十五歳以上は厚生年金や共済年金から締め出されるということになって、六十五歳以上の企業の重役とか天下り官僚などは、年金と報酬を両方受けられるという仕組みになっておりまして、これは私は非常に不合理なものではないかというふうに指摘をしておきたいと思います。

(略)

103-衆-大蔵委員会-5号 昭和60年11月22日

○米沢委員 次は給付について若干質問をしたいと思います。

この共済年金の配偶者は、厚生年金のグループに比べまして国民年金の任意加入が大変少ないですね。これは一体どういう理由なのでしょう。それで、今何人くらい任意加入しておるか、これをちょっと教えてください。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

共済組合の被保険者の方の奥様方がどれくらい国民年金に任意加入されておられるかという数字は実は正確に把握はいたしておりませんが、私ども、一般にはいわゆるサラリーマンの奥様の六割程度が国民年金に任意加入をされておられるのではないかというふうに推定をいたしているわけでございます。共済組合の組合員の方の奥様方が特にこの比率よりも少ないというふうには考えておりませんで、おおむね百万から百五十万くらいの方が加入しておられるのではないかというふうに考えております。

○米沢委員 私の聞いておりますところでは、いわゆる一般の厚年グループの被保険者の奥さん方は大体七割からもう八割近く入っておる、こういうふうに聞いておるのですが、トータルで六割といたら共済年金の方がかなり少ないことになりはしませんか。

○長尾政府委員 現在国民年金に任意加入されておられます奥様方は大体七百万人弱というふうに考えておるわけでございます。その中に共済組合の組合員の奥様方も実は入っております。実はこの十一月に、これらの方々につきまして今回の改正によります三号被保険者該当かどうかの届け出をしていただくべく、私どもから御通知を差し上げておるわけでございます。厚生年金の被保険者の奥様方だけを届けていただくという形になっておるわけでございますが、先ほど申し上げましたおおよその数字の推定は、その際私どもが数字の検討をいたしました際の一つの見込み数字ということでございまして、実は私どもは、いわゆる一般のサラリーマンの奥様方よりも共済組合の組合員の奥様の方が加入率がやや高いのではないかということは考えております。

104-衆-社会労働委員会-5号 昭和61年03月20日

○上西委員 (略)

次は、国民年金へのサラリーマンの無業の妻の加入が四月一日からということいろいろ取りざたされておる。私も随分あちこち回りますが、大変な誤解があり、みんなどうなるのかと迷っているのです。そしてそこを追っかけてごく最近、まだ一週間たっていないでしょう、共済組合からだあつと調書が行った。一枚五円取られて、社会保険庁か厚生省か知らぬけれども用紙代までふんだくられて、各共済組合——大蔵省、国鉄もおいでだが、そうした調書を送って、それを三月末までに出せ、その上今度は都道府県、市町村に現住所確認をやれ、こういうふうには厚生大臣、社会保険庁長官からどんどん通達が行く。地方自治体は今お手上げなんです。やっとの思いで厚生年金関係が済んだと思つたらばつと共済が来る。お金を取るあなた方がいい。共済組合の短期のものを調べれば扶養家族が出てくるから大体金は取れる。しかし、末端の市町村、社会保険事務所を含めて、現地での事務処理というのは大変なんです。それをなぜこんなに急ぐのか。

これだけの大改定だ。大臣以下協議されて、とりあえず年金の給付の方は四月一日からやるが、いわゆる無業の妻の確認、現住所の確認、こうしたことについては、私は少なくとも一年と言いたいけれどもせめて半年くらい幅のある調査、弾力性のある運用ができるのかということをお尋ねしたいのです。

○長尾政府委員 今お尋ねの、いわゆるサラリーマンの奥様方の三号被保険者としての届け出でございますが、三号被保険者の方は多分一千万を超えるような方々がおられると思います。この場合の事務処理を一気にやりますと、確かに先生お話しのように市町村も大変混乱するという事は事実だと思います。私どもが基本的に考えましたのは、三号の中で現在国民年金に任意加入しておられる方が大体七百万弱おられるわけでございますが、この分を四月前から始めさせていただくということもいわば事務をならすということでもまず考えたわけでございます。それで、十一月にこの方方に御通知を差し上げまして、一月末までにお届けをいただくということで半分の方は前準備をしたということでございます。あとはこれから共済の方をお願いをし、それから国民年金に任意加入しておられない方についてこれから始めなくてはいけないということでございます。

特に四月一日から、加入しておられない方の手続を開始するわけでございますが、先生御指摘のように、市町村の窓口に一時に集中して仕事の上で混乱を生ずることがないように、市町村によりまして、例えばある地域は四月、ある地域は五月というような弾力的な運用をするということは、私どももそういう方向でよろしいと思っておりますし、そういう方向で十分指導はいたしたいと思っております。しかし、四月新制度発足ということで、第三号に該当されます奥様方も非常に関心が高まっておるときでございますし、こういう時期を逃しましても届け出が漏れたりしましても問題でございますので、できる限り機運の盛り上がっているうちに届け出はしていただきたいというふうには思っておるわけでございます。

○上西委員 私はお願いしておきたいのですよ。おっしゃるとおりなんです。ただ、あなたは今幅のある運用とおっしゃるが、例えば最終的に九月いっぱいだから六カ月かけていい、それぞれのところでうまくならしてやってくれなんということは下へはおりてないです。それぞれの市町村の受けとめ方ではスピードアップをやる。その結果、善意の権利喪失者——かつての十年年金がそうでしょう。漏れていたからやむを得ず二回やらざるを得なかった。ああいったことがないように、無権利の者が出てこないようにするためには、確かに機運が盛り上がっているけれども、津々浦々まで行くにはやはり時間がかかりますよ。

そして、今共済組合の調査が始まったばかりだ。だとするならば、九月末くらいを一つのおおらかなめどに置いておいて、そして市町村の独自の発想でその中で消化をしていく、こういう弾力ある運用を上からきちっと流さないと、市町村ではやはり混乱が起きると思います。ですから、きょうのお答えを現実の運用面で生かしていただくように、社会保険庁実力者長尾部長にお願いしておきます。

(略)

104-衆-社会労働委員会-7号 昭和61年03月27日

○大原委員 (略)

第一番。第三号被保険者の確認事務が今まで進んでおるわけですが、その確認事務の現在の状況をお答えください。つまり、第三号被保険者の中の国民年金に任意加入した人の中で、対象者に対してどのくらい事務が進んでおるか、こういうことを中心にお答えください。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

現在、国民年金に任意加入をしておられます方六百七十七万人を対象といたしまして、昨年の十月末から十一月にかけて届け出用紙をお送りいたしまして、厚生年金、船員保険の被保険者の被扶養配偶者にはその旨の届け出をしていただくということで準備を進めておるわけですが、一応本年一月末までを締め切りということをお願いをいたしてまいりまして、一月末現在の届け出状況は四百三十六万件、届け出率は六四％となっております。

この第三号被保険者は共済組合の組合員の方も該当されるわけですが、今お届けいたしております方につきましては、共済組合の方は別途にお届けをいただくということをお願いいたしておるわけですが、共済組合の組合員の被扶養配偶者約百三十万人につきましては、この今の母数から除かしていただきまして実質的な届け出率を推計いたしますと約八〇％というふうに考えておるわけですが。

一月三十一日を締め切り日といたしましたのは本年四月分以降の保険料の過誤納を防止するためでございますので、未届け者の方につきましては、引き続き届け出をお願いするということでお呼びかけをいたしておるわけでございます。

また、共済組合の組合員の被扶養配偶者についての適用準備事務につきましては先般開始をいたしたところでございます。

○大原委員 この問題に関係してお尋ねするのですが、第三号被保険者、サラリーマンの妻、専業の妻というふうに簡単に言うわけですが、その人の確認事務は、これからも、四月一日に発足しましてからも大変だと思っております。これはこの年金を改革いたしました問題点の中では一番大きな問題であります。例えば、ことしの四月一日以降、初めて入る人は四十年間にわたり、あるいはそれ以外の人も相当長期にわたって、変動があったならば市町村の窓口を通じまして変更の届け出をしなければならないわけですね。予想し得る変更の条件としましては大体どういうものがあるかと考えているかという点について答弁してください。

○長尾政府委員 第三号被保険者は第二号被保険者の被扶養配偶者ということでございますので、配偶者という要件、つまり離婚をなさったというような結婚に伴います変化が一つございます。被扶養という点でございますと、三号の被保険者御本人が収入があるようになった場合、就職をされたというようなことがあるわけですが、もちろん御主人の方が失業された、二号でなくなったという状況による変化もあるというふうに考えてお

ります。このような状況のときは第三号被保険者に該当しなくなるわけですので、御本人から市町村長に届け出てくださいということになっておるわけですので。

○大原委員 私なりに整理をしますと、第二号被保険者の妻という場合ですから、夫婦関係における変動、それから第二号被保険者、サラリーマンの夫の雇用関係、就職関係の変動、今、話がありました離職あるいは転職の場合も、事実上、次の職との間に間があれば出てまいります。失業という場合もあります。それから妻の、第三号被保険者の所得が一年間に九十万円を超えると届け出る、超えた人が九十万円を割ると届け出る、こういう所得の変動について市町村の窓口を通じて確認事務が果たしてできるかどうか、第三号被保険者の管理が可能であるかどうか、こういう点については私は非常に多くの問題を持っておる制度であると思いますが、そういう点についてどういう考えを持っておられるか、御答弁ください。

○長尾政府委員 第三号被保険者の資格の確認は、先生おっしゃいましたようになかなか難しい問題であると思いますが、今具体的に第三号被保険者の身分の変動があります要因を考えますと、これは医療保険の分野におきまして、医療保険上の被扶養者になるかどうかという変動にほとんど適合しておると思います。

具体的には、御主人と離婚されますと御主人の健康保険証の中の被扶養者というところからその点が消えるという形になるわけですのでございまして、御本人が就職をなさいますと収入がふえて、または御本人自身が第二号被保険者となられますと、その部分は御主人の被扶養というところから消されるということになるわけですのでございまして。いわば医療保険の分野におきますこういった被扶養者の変動という時点を押さえましてこういったお届けのお願いをするという契機がつかめるのではないかというふうに考えております。

また、私どもの方で第三号被保険者の方の記録はオンラインによります管理に載せていくわけですが、将来はこういったものについてのチェックのシステムを考えていきたいというふうに考えております。

○大原委員 医療保険の被扶養者の状況を把握してやればよろしい、こういうことですが、例えば年収九十万円を超えた場合、これは過去にさかのぼるのですか。これは年金の場合でございまして、さかのぼって九十万円を超えるという場合でやるのですか、それとも医療保険のように確認をされたとき以降というふうにしてやるのですか。この場合は違うと思いますが、どうですか。

○長尾政府委員 第三号被保険者の認定をいたします単位でございまして、これは月を単位にやらしていただくということを考えております。したがって、今先生お話しになりましたように、医療保険の分野で被扶養者でなくなるという事態でお届けをいただくわけですが、その時点で御本人が就業を始められたということを伺いまして、その月から第三号でなくなるという形の事務処理をさせていただくことになるのではないかと思います。

○大原委員 所得の変動の場合はさかのぼらないでもよろしいのですね。つまり、超えた

場合は第三号被保険者は第一号被保険者になるのでしょうか。自営業者等の国民年金の対象になるのでしょうか。であるのに、ずっと医療保険のところへあらわれてこなかった場合においては、あるいはあらわれてきてもキャッチをした時点以降で医療保険はやると思いますが、その間においては支障はないのですか、矛盾はないのですか、その点、もう一回答弁してください。

○長尾政府委員 お答え申し上げます。

お話しのように、三号被保険者でなくなられた場合には一号被保険者でございますので、一号被保険者としての保険料の納入義務がその段階で発生をするわけでございますが、その場合におきまして、一号被保険者としての保険料の納入義務は一号になられた月から発生をいたします。この場合に、例えばそういった事実の確認が非常におくれるということ、認定をいたしますところで事実上三年前ぐらいから一号であったということを私どもの方で判断をいたしました場合には、確かに先生御指摘のように二年間しか保険料の徴収はできないという事態になることは事実であろうと思います。

○大原委員 つまり、この制度の欠陥というのは、保険主義という原則は保険料を納める人がお互いに助け合うという仕組みになるわけですから、保険料を納める人が給付を受けるというシステムになっていないで、夫の保険料に従属をした制度になっておる。つまり、これは男女平等ではないわけです。夫の年金制度の中に、厚生年金、共済年金に従属する制度になっているというところが問題です。そういうところが問題です。

そういうところに制度の誤りがあるわけですから、この問題についてはやはり将来のことを考えながら非常に大きな検討の項目であると私は思います。定率で保険料を取るところはいいですよ。所得の再配分の機能がありますから定額よりもいいわけです。そして所得の再配分を通じて最低生活を保障するという原則に合っていますが、しかし、妻の場合は、妻は一年金という制度にしたことが非常にいいように宣伝をするわけですが、そうでなしに、夫の保険料に完全に従属する。そういうことに制度上の欠陥があるし、保険主義の原則に反する。これは問題として私は指摘をしておきます。これは十分念頭に置いてこれからの基礎年金等を検討する際に考えるべきではないかと思いますが、これは局長にしましょうか、大臣にしましょうか、大臣は新しいし、局長にしましょう。

○吉原政府委員 大原先生の御指摘、私ども十分念頭に置いておきたいと思えます。

確かに、今度の新しい年金制度は、社会保険主義を原則にいたしまして、保険料を払っていただいてそれに応じて年金を出すという基本的な仕組み、考え方をとっているわけでございますけれども、サラリーマンの妻につきましては、自分の名義で自分自身保険料を払って年金がつくということにはなっておりません。そういった意味では純粹の社会保険主義でないではないかという御批判も十分わかるわけでございます。ただ、仮にそういう問題に対しまして実際にそれじゃ一人一人保険料を納めてもらって年金を出すという仕組みにした方がいいかどうかということになりますと、そうなりますといろいろまた別な面で、保険料の納め忘れでありますとか、あるいは滞納でありますとか、納められないとか、

そういったことによって無年金なり低い年金しか受けられない人が出てくる可能性も十分あるわけでございます。そういったことも考えまして、御指摘のような問題点は十分頭に置きながらこのような制度の仕組みをとったわけでございます。

今後、運用には、先ほど年金保険部長が申し上げましたように十分留意をしてきちんとした運営ができるように努力してまいりたいと思います。

○大原委員 それは事務処理においては問題点があるという点については指摘をしておきまして、私がそれは答弁を了承したことではない。さらにこれは引き続いて議論すべき点です。

(略)

104-参-社会労働委員会-5号 昭和61年04月02日

○高杉迪忠君 (略)

次に、厚生省に伺いますが、国民年金の第三号被保険者の申請手続が大幅におくれているようではございますが、現状どうなっていますか。

○政府委員(長尾立子君) 第三号被保険者につきましては、国民年金にかねて任意加入をされておられました六百七十七万人の方を対象に、昨年十月末から十一月にかけて届け出用紙をお送りいたしまして、厚生年金保険、船員保険の被保険者の被扶養配偶者の方にはその旨のお届けをいただくように準備を進めてまいりました。

一月末現在で締め切ったわけでございますが、この届け出状況は四百三十六万件で、届け出率は六四%でございます。で、この六百七十七万人のかつての任意加入者の方々には、共済組合の組合員の奥様方、被扶養配偶者の方も約百三十万人程度は入っておられると思いますが、これらの方々には別途のお届けをお願いすることになっておりますので、実質的な届け出率は八〇%ではないかと思っております。

共済組合の組合員の奥様方につきましては、二月末に開始をいたしました。また、任意加入をしておられなかった第三号被保険者の適用事務につきましては、四月一日から開始をいたしましたところございまして、この点につきましてはまだ状況をつかんでいる段階ではないわけでございます。

○高杉迪忠君 期日に、四月一日ということでありますから、間に合わなかった人たちの救済ですね、これはどのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(長尾立子君) この提出期限でございますけれども、本年の一月三十一日までと一応お願いをいたしまして、共済組合の組合員の被扶養者の方は三月三十一日までというお願いをしておるわけでございますけれども、このように提出期限を定めさせていただきましては、本年四月からの保険料が、誤って納入する必要がない方についても納入されるということがあってはいけませんので、こういう形の期限を決めさせていただいたわけでございますので、引き続き届け出は受け付けております。

私どもといたしましては、お届けは、極端な場合いつでもよろしいわけでございますけれども、できるだけ速やかにお願いしたいと思っております。

○高杉迪忠君 大変申請手続がおくれていることについてお話があったんですが、その対策ですね、これにはやっぱりPRの強化や今後の取り組み、そして期間の問題、具体的にあると思うんですが、どのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(長尾立子君) 第三号被保険者の方のお届けは、できるだけ早くお届けをいたたくということが望ましいことだと思っておるわけでございますが、省令上、第三号被保険者になられました場合は一月以内にお届けをいただくということでございますので、新しい制度が発足いたしました四月から一月以内にお届けをいただきたいわけでございますけれども、若干の届け出おくれということにつきましては、弾力的に取り扱う必要があるというふうに考えております。制度発足の際でございますので、お届けがおくれるとい

うこともあろうかと思しますので、その点は弾力的に取り扱っていただきたいと思いません。

それから、今、先生御指摘のございました、徹底したPRを行って、こういった届け出漏れのないようにという御指摘は、もうおっしゃるとおりだと思います。私どもといたしましては、現在こういうようなことを考えておるわけでございますが、一般的なPR、市町村広報紙、それからテレビ、新聞、雑誌等の一般媒体を用いましたPR、これを積極的にやらしていただくということが一つであると思えます。

それからもう一つは、三号被保険者の方につきましては、いわば配偶者である二号被保険者の方がおられるわけでございますので、事業主の方にできる限り御協力をいただくということが一つではないかと思えます。私どもの社会保険事務所は、厚生年金の方からいろいろな形で説明会をいたす時期があるわけでございますが、この時期に、事業主の方に趣旨をお話し申し上げまして御協力をお願いする、用紙を事業主の方にお配りすると。それから、私どもの職員が事業主のところを巡回するというのもやらせていただきたいと思っております。

こういうことをやりましたが、さらに漏れるということもあるかと思うのでございますが、まあ各個々の世帯をすべて網羅して、私どもの方から三号に該当する方にお届けをしてくださという呼びかけをするというのはなかなか難しいと思うのでございますが、できる限り、世帯まで入った形のお届けの勧奨ということをぜひやりたいと思っております。○高杉迪忠君 せっかく基礎年金として出発するわけでありますから、漏れのないように鋭意ひとつ大臣ね、しっかりやっていただきたいと思えます。

(略)

104-参-社会労働委員会-6号 昭和61年04月08日

○下村泰君 (略)

ただ、第三号被保険者、奥方たちですね、奥さん方というのは意外とこういうことに気がついてないんですね。私のうちの近所にも、たまたま私のとしろに来て、もう私は受給資格があるんだけどちっとも年金が来ないんだと、どういうわけなんだって。それだめだよ、こっちから届け出なきゃと言ったら、ああそういうものですか、向こうから来るんじゃないんですかというような人が意外と多いんですよ。そうしますと、奥様方でもこういう方が随分いるんじゃないかと思うんです。

そこで、今どのくらいの方々が届け出されているのか、そしてどのくらいの方が残っているのか、その残った人たちに対してどういうお知らせをなさいますのか、それを聞かしてください。

○政府委員(長尾立子君) いわゆるサラリーマンの奥様方、第三号被保険者の方のお届けの状況でございますが、昨年十月末から十一月にかけて、従来国民年金に任意加入をしておられました奥様方にお届けの用紙をお送りいたしまして、その旨のお届けをお願いするという準備を始めております。一月の三十一日までに届け出ていただきたいということでお願いをしておりますが、その期限までにお届けをいただいた方が四百三十六万人でございます。私どもの方から届け出用紙をお送りいたしました方は六百七十七万人でございますので、届け出率では六四%ということでございますが、これは共済組合の組合員の奥様方につきましては、大体百三十万人ぐらいだと思いますけれども、別途お届けをお願いすることといたしておりますので、実質的な届け出率は八〇%というふうに考えております。

共済組合の組合員の奥様方につきましてはの適用準備事務は二月末に開始をいたしまして、また従来国民年金に任意加入しておられなかった方々につきましては四月一日から、この一日から実施をいたしておるところでございます。

○下村泰君 そうしますと、今の単純計算でいきますと、六百七十七万、それから四百三十六万に共済組合百三十万を足して引きますと、まだ百十一万残るということになります。こういう方たちの後のフォローというのはどういうふうになさいますか。

○政府委員(長尾立子君) まず、従来任意加入しておられた方でお届けをいただけない方につきましては、お届けいただきたいということで、お送りいたしました。紙では三月末までにお届けをいただくということでお願いをいたしまして、いわば締め切り日を延ばしたわけでございます。それから、国民年金に任意加入されてない方はこの四月一日からということでございますので、これはある意味ではもう全く新しくお願いを始めたということでございますが、先生から御指摘いただきましたように、今度の改正ではすべての方が国民年金に加入をしていただくということでございますので、相当数の方が漏れてしまうということがありましては大変でございますので、積極的なPRをさせていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

これは、市町村広報とかそれから一般のテレビ、新聞、ポスター等によります積極的な広報をいたしたいと思っておりますが、もう一つは、事業主の方に御協力をいただきたいと思っておるわけでございます。奥様方の御主人がお勤めの事業主の方に対しまして、奥様方分の届け出用紙をお送りいたしまして、従業員の方の奥様がお届けをくださるよう事業主の方の方から働きかけをお願いするということの一つを考えております。また、市町村の方で住民台帳等の公簿によりまして、この方はお届けをいただかなくてはいけない方だということが、いわゆる未届け者でございますけれども、こういう方々の確認ができます場合には、直接お届けをお願いするというような、いわば三種類の方向、一般的なPR、事業主の方の御協力、市町村からのお届け出書の促進というような三種類でやらせていただきたいと思っております。

○下村泰君　そこまで丁寧にやれば大抵徹底するとは思いますが、しかしうっかりしている人も多いもんですからね、私自身もうっかりしていますから。

今回の改正で、海外在住者についても国民年金に任意加入する道が開かれたんですが、こういう方々の具体的手続、それから海外在住の厚生年金加入者の奥方ですね、妻の届け出、こういうのはどういうふうになさるのでしょうか。

○政府委員（長尾立子君）　在外におられます方につきましては、今回の改正によりまして、海外にお住まいの期間も国民年金に任意加入することができるという改正になったわけでございます。

御質問は、その場合の手続をどういうふうにするかということでございますけれども、御本人が海外に住んでおられるわけでございますので、御自身で加入手続をしていただくということは困難であると思います。

したがいまして、私どもとしては二つの方法を考えておるわけでございますが、一つは、海外におられる方の御家族が日本の方にお住まい、例えば奥様だけは日本におられる、または御両親は日本におられるという方がおられると思いますが、そういった方々を協力者ということにいたしまして、その方にいろいろな加入手続とか保険料の納入の手続を代行していただくということの一つを考えております。

それから、ずっと海外におられまして、そういった協力者が国内におられないという方がおられると思うのでございますが、こういった方につきましては、社会保険庁長官の指定する法人、具体的には日本国民年金協会を考えておりますけれども、そこに今申しました加入手続とか保険料納付の手続を代行するように依頼をしていただくという、この二つの方法を考えておるわけでございます。

それからもう一つ先生の御質問は、海外に在住しておられる第三号被保険者の手続でございますが、これは例えば外交官等の場合には、御主人はその共済組合の本人、奥様は第三号被保険者該当ということになるわけでございますけれども、この場合につきましては、今申し上げましたとほぼ同じような形で手続をしていただくということを考えております。この場合には、その配偶者の事業主がこちらにおられる会社等で、商社等の方でございま

すと、事業主の方は日本国内におられるということが原則でございますので、勤務先の事業主の協力をいただきまして手続をしていただくということが便宜かと考えております。

○下村泰君 大きな企業におられる方々はわりかたそういう手続その他はやってくれるんでしょうけれども、そうでない方々においては、大変こういうことに周知徹底というのは難しいと思いますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

(略)

108-参-社会労働委員会-6号 昭和62年05月26日

○中野鉄造君 次に、新しい年金制度が今年の四月からスタートしたわけですが、この法案改正時から私は現実に起こり得る問題点を想定していたわけですが、その実態についてお尋ねしたいわけですが、例えば専業主婦の場合、昨年三月までは任意加入であったわけですが、今年の四月から全員強制加入、こういうふうになったわけですね。それで、保険料は夫が加入している厚生、共済年金制度の方でまとめて保険料を負担することになっております。

そのためには加入手続をしなければならないわけですが、社会保険庁の方では現在まだ手続をしていない人がどの程度いるのか、把握されておられるのか。やはり全員強制加入というからには、当然のこととして周知徹底せしむる義務もこれはあるんじゃないかと思えますけれども、現在どのように周知徹底を図っておられるのか、そして今言ったような、それに漏れている人たちがどのくらいいらっしゃるのか。

○政府委員（岸本正裕君） 先生から今御説明いただきましたように、サラリーマンの専業主婦につきましては、夫の保険料の中に保険料が含まれるということで、御自身では保険料を払う必要がない、こういう制度改正が六十一年の四月からスタートしたわけですが、私どもといたしましては、それに先立ちまして、昭和六十年の秋に国民年金の任意加入の被保険者約六百八十万人に対しまして、第三号被保険者に該当する場合には速やかに届け出を行っていただくよう届け出用紙を送付いたしまして、御指摘のようなケースが発生しないように努めたところでございます。

届け出のおくれた方につきましては、昭和六十一年四月以降分の保険料が誤って納められたというようなケースがあったこともお話しのとおりでございますけれども、現在そのような誤って納められた保険料につきましては還付する手続をとったところでございます。現在では、従来の国民年金の任意加入の被保険者につきましては、第三号被保険者の届け出が完了したものであるというふうに考えておまして、今後御指摘のような払う必要がないのに払うというようなケースが生ずることはないというふうに考えているわけでございます。

そのほかに、従来任意加入しておりませんで、新たに三号被保険者になれるサラリーマンの奥さんという方々につきましても、あわせて新制度の趣旨、内容につきましては、いろいろな媒体を通じましてPRに努めているわけございまして、非常にこれは順調に推移をしてきておるわけでございます。もう九十数%、一〇〇%に近いのではないかとこのように感じているわけでございますけれども、なお漏れがないとは言えませんので、今後ともこの趣旨が十分に国民の間に理解されるように、広報に力を入れていきたいというふうに考えております。

109-参-社会労働委員会-2号 昭和62年07月28日

○中野鉄造君 (略)

次に、年金の問題についてちょっとお尋ねしますが、新しい年金制度が昨年四月からスタートしたわけですが、この手続がなかなか、ちゃんとやっておかないと非常に損をする人が出てくる、こういう場合があるわけですね。

例えば専業主婦の場合、昨年三月まではこれは任意加入であったわけですが、四月からこれはもう全員が強制加入となったわけです。保険料は夫が加入している厚生・共済両制度の方でまとめて保険料を負担するようになりましたけれども、そのためには加入手続をしなければならないわけですが、社会保険庁の方では、現在まだ手続をしていない人がどのくらいいるのか把握できていますか。

○政府委員(岸本正裕君) 先生おっしゃるとおり、新制度が発足いたしましてから、サラリーマンの被扶養の配偶者につきましては、手続をいたしますと保険料を納めないで、夫の保険料の中に自分の保険料が含まれるという形で保険料を納めたこととする制度になっているわけでございまして、私ども、その手続が完全に行われるように、これは制度の発足する半年ほど前、六十年の秋ごろから、事業主を中心にいたしましてこの啓発活動を行ってきたわけでございます。それ以前には、サラリーマンの被扶養の配偶者として任意加入をされている方々、この方々につきましては、六十年の秋からスタートいたしまして、非常に早い時期にこの手続が完了したものというふうに考えているわけでございます。

一年少しを過ぎたわけでございますけれども、六十二年の三月末でございますが、私どもで承知いたしておりますのは、届け出数が一千七百七十六万人に達しております、これ、全体が幾らあるかというのは正確にはなかなかわかりにくいわけでございますけれども、私ども、ほぼ九八%くらいは達成をしておるといふふうに考えておまして、残りが二十万人程度いらっしゃるのではないかというふうに思うわけでございます。

本年度も引き続きこの三号被保険者の届け出の促進について各種のPRを続けていきたいというふうに考えております。

116-参-社会労働委員会-9号 平成01年12月14日

○西川潔君 (略)

そういう意味で、次に、関連した第三号被保険者についてお伺いします。今回の改正とは直接は関係ないんですが、前回の改正で新しく創設されましたサラリーマンの妻の方々が対象となる三号被保険者の問題です。

確認させていただきたいんですが、前回の改正でサラリーマンの奥さんは主人の加入している年金制度が、主人の支払った保険料の中からまとめて保険料を納める形になったわけですから、奥さんは直接保険料を支払うことがないわけですから、結婚している期間に応じた年金が支払われるわけですから、つまり結婚していればそれだけで保険料を負担しなくても年金がもらえると理解していいんでしょうか。

○政府委員 (水田努君) 厚生年金などの被用者年金に加入している方の奥さんは、その御主人によって生計が維持されている場合には三号被保険者という形になるわけですが、この三号被保険者の方は御主人の所属しておられる制度の拠出金のカウントの対象になっておまして、その制度が奥さんの分も含めて保険料という中に化体をして取りまして国民年金に保険料を拠出すると、こういう形になるわけですが、その場合には三号被保険者である奥さんは、市町村に行って自分が三号被保険者であるという届け出をきちんとしていただかなければならないと、こういうことの義務も伴っております。

○西川潔君 その手続ですが、三号被保険者の届け出というのは、これは一回だけやっておけばよいのでしょうか。それとも例えば住所が変わった、会社が変わった、脱サラになった、八百屋さんからサラリーマンになったと、いろいろケースがございますが、大変ややこしいんですが、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

○政府委員 (土井豊君) 基本的には、一回届け出をしていただきますと、サラリーマンの奥さんであるという状態が変わらなければずっと有効でございますが、今お話のようにいろんな変更届け出書というケースに該当する場合には、これをきちんとしていただくということが必要に相なります。例えば住所が変わった場合には当然所在する市町村も変わる場合が多いございますので、改めて住所変更の手続をしていただくということになるかと思えますし、それからまた御主人が会社をやめてサラリーマンから自営業になったといった場合には、三号被保険者というような今の形でなくなるものですから、奥さんの方も一号被保険者に切りかわるということがございますので、そういうような手続をしていただく。

いずれにしても、どういう場合にどういう手続をするかということを知りやすく御理解いただくということがどうしても必要でございますので、私ども今言ったのを種別変更と申しておりますけれども、どういう場合にはそれに該当するということを知りやすく広報いたしまして、そういうケースには問い合わせその他を通じましてきちんとしていただくということが将来の年金権をきちんとするためにはどうしても必要でございますので、十分周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○西川潔君 今お伺いしただけでも本当に仕組みがややこしいと思いますし、すぐに忘れてしまうわけですが、第三号被保険者という仕組みは、サラリーマンの奥さんの年金権を保障する上では大変いい仕組みだと思います。今のお話のように、御自身がきちんと届け出をしておかないと未加入者の扱いになってしまうわけですが、保険料を御自身で納めることがないわけですからかえって気がつかないというおそれがあると思います。

そこで、万が一届け出がおくれた場合、結婚して五年間例えば届け出を忘れていたというような場合は、届け出の効果というのは五年間さかのぼることができるのでしょうか。

○政府委員（水田努君） 三号被保険者の方は、確かに保険料は御主人の払われる保険料の中に化体されるわけですが、前回の改正でせつかく婦人の固有の年金権というものが付与されたわけでございますので、自分が年金制度に参加しているという自覚を持っていただく上でも三号被保険者としての届け出をきっちりとはり出していただく、これはどうしても大事なことではないかと私どもは思っておるわけでございます。

今お尋ねの五年間届け出を怠ったという場合の法律上の扱いでございますが、これは届け出をすれば、二年分はさかのぼって保険料が納められたものと、こういうふうな扱いになります。それ以前の三年分は未納であったと、こういう扱いになるわけでございます。

というのは、それぞれこれは三号被保険者の届け出があつて、その所属する例えば国家公務員共済なら国家公務員共済に拠出金の割り当てをするわけでございますので、それを怠っておりますとその賦課というのはいけませんので、その調整というのは概算要求、精算要求と、こういう形の中で二年間で行われるわけで、これは一般の保険料の時効が二年間であるのと同じバランスをとって行われているわけでございます。どうかその届け出関係は十分励行されるように、私ども地方も含めて徹底を図っていかなくや権利は守れないという問題になりますので、どうかひとつこの点についてもPRを怠りなくやっまいらなきやならぬ問題である、このように考えております。

○西川潔君 今のお話ですと、二年間しかさかのぼれないということですが、そうなればよりきちんと届け出をする、毎日の主婦の仕事の中でこれは本当に大変なことだと思います。その届け出は本当に難しいことがたくさんあるんですが、恐らく今でも届け出漏れのサラリーマンの奥さん方は随分いらっしゃるのではないのでしょうか。届け出のあるなしで将来無年金者になってしまうというのでは、せつかく第三号被保険者の仕組みもなさないわけですが、今ならまだ間に合うと思うんですね。ですから、第三号被保険者の方々の届け出を簡単にすとか、さまざまな機会をとらえて今おっしゃっておられたようなPRを徹底していただくとか、適切な配慮をしていただくような検討は今現在していただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○政府委員（土井豊君） 三号被保険者の人数は、昭和六十二年度で申しますと一千百三十万人程度に相なっておりまして、私ども、六十一年度から制度が切りかえになりまして、最初の年は一千万強でございましたが、現在は六十二年度末で一千百三十万人、大体一千万人強ではないだろうかというような見込みも持っておりますので、ある程度まで周知

徹底がされているのではないか。特に、私どもはこの場合に奥さん方御本人に市町村広報を通じてよく理解していただくと同時に、会社等を通じまして、事業主を通じまして旦那さんの方にもいろいろPRをしたというようなことで切りかえに伴う努力は可能な限りいたしたつもりでございます。

しかしながら、今お話しのとおり、それ以降例えば共働きになったとかあるいは旦那さんが転職したとかあるいはサラリーマンをやめたとか、いろんな事由によって資格の得喪関係に影響が出てまいるものですから、そういう点につきましては今後ともPRにつきまして最大限努力してまいりたいと思います。

今までも私ども自身も、社会保険庁のPRとして、テレビ、新聞、ポスターといったようなものを活用してやっておりますし、それから先ほど言いました事業主に対する協力依頼、あるいは国民年金事務の指導員による巡回指導でありますとか市町村広報等行っておりますけれども、今後ともこれらにつきましてはさらに力を入れまして、将来の年金権が脅かされないようにきっちりとわかっていただくということに最大限の努力をしてみたいと考えております。

121-衆-厚生委員会-10号 平成03年10月02日

○石田（祝）委員 これはもう答弁は要りませんけれども、ちょっと意見として聞いていただきたいと思います。

確かに老齢基礎年金の部分は個人の年金権ということで明確に分けた、それは私は非常に結構なことだと思うのです。しかしながら、それだけでは暮らせない。暮らせる年金にならないから、国民年金基金で上乘せ部分をつくったのだと私は理解するのですね。ですから、一人一人の権利また人権、そのあたりから考えたときに、個人としては老齢基礎年金の部分でそれぞれ年金権を持つけれども、それだけではもう当然足りないという認識のもとに、それでは生活できないという認識で、国民年金基金の部分を一号被保険者にはつくったのだと私は思うのですね。

老齢基礎年金だけで十分だったら、ある意味で言えばつくる必要はなかったわけですから、その意味だと、個人にとって、いわゆる自分自身の年金権という観点から考えた場合、老齢基礎年金だけでは不十分ではないだろうか。ですから三号被保険者、いわゆるサラリーマンの奥さんにも何らかの形で二階部分を認めて、そして、それぞれ個人個人が二階建てを持つような年金制度にしていくのが六十一年改正の筋ではないかと私は思います。これは意見として聞いていただければ結構です。

それから、国民年金についてお伺いしたいのです。

六十一年改正のときに第三号被保険者、いわゆる奥さんの届け、これをしなくてはならなくなりましたけれども、この届け出の状況についていかがでしょうか。ひょっとしたら漏れている人がたくさんいるのではないかとと思うのですが。

○奥村政府委員 お答えを申し上げます。

第三号被保険者の適用でございますが、平成二年度で一千百九十六万人でございます、サラリーマン化が進みますと奥様、三号被保険者がふえるという傾向と、女性が社会進出をいたしまして三号被保険者から離脱をするというケースと両方ありますが、ここ二、三年の傾向を見ると、数がふえてきているという状況でございます。

それで、届け出漏れがあるかどうかということですが、どの程度どれだけの数が届け出漏れであるかというのは、具体的にはいろいろの個別のケースによりまして、三号被保険者になったりあるいはならなかったりするわけでございまして、その数はちょっと把握が困難でございます。ただ、私どもとしては、そういうことが起こりますと年金権の確保という点で大変問題がございますので、各種の手段を使いまして広報いたしましたり、あるいは事業所の事業主等を通じまして届け出が励行されるよう奨励をしているということでございます。

○石田（祝）委員 これはぜひとも届け出漏れがないように、広報等お願いをしたいと思えます。

これで、届け出によりまして認められるわけでありましてけれども、その制度が発足をして例えば三年後に届け出をした、そうした場合に二年前までしかさかのぼって認められな

かった、こういうふうなごとだと聞いておりますけれども、このことは間違いありませんか。

○加藤（栄）政府委員 おっしゃるとおり、二年前までさかのぼるということになっております。

○石田（祝）委員 例えば、保険料の未納の方は二年前までさかのぼって納めることができる、こういうのが一つあります。納めてない方がさかのぼって納めることができる。これは二年間。これは私はいいと思いますけれども、この場合、三号被保険者の分というのは、いわゆる被用者の奥さんということで被用者保険から、そちらの年金の方から国民年金の方にお金は入っているわけですね。お金は入っているけれども、だれの年金か、だれの部分のお金かということは特定ができない。それを届け出をしてもらわなくては特定ができないという意味でのお金なんですね。

ですから、性格からいうと、お金を払っていない人は二年前までしかさかのぼれないということと、お金はもうずっと払っている、制度が発足したときから制度として払っているわけですから、お金はもう払い込まれております。また、債権債務の法的な考え方も、五年前までさかのぼれるというのが私は通例であると聞いております。そうすると、社会保険ですから、お金を払った人に権利は生じているわけです。五年前までさかのぼらすのが本当じゃないでしょうか、お金はもう納めているわけですから。納めてない人と同列に二年間で切るというのはおかしいのじゃないか、五年前までさかのぼって認めるべきではないか、こういうふうに私は思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○加藤（栄）政府委員 三号被保険者につきましては、被用者の配偶者の加入する制度からその費用が負担されるわけでございます。御自分が保険料を納めるということではないものでありますので、いろいろとその届け出をお忘れになる方がある可能性は、これは否定できないところでございます。ただし、今申し上げましたように、各自の年金権を確立するというところでございますので、御自分でも私は年金に入っているんだということの自覚をお持ちいただくということが、やはりどうしてもお願いしなければならないことではないかと一つには思っております。

また、そういう意味からは、費用は夫の方から、夫か妻が、配偶者の方から、被用者の方から出るわけでございますけれども、そういう被保険者、ほかの被保険者の方の毎月の保険料の納付と同じ性格がこの届け出にはあるわけでございます。ただ、毎月毎月意識してやる必要はないので、身分が変わったときに一回だけなさればよろしいわけでございますので、こういう実際に保険料をお払いになる一号被保険者の方などとのバランスを考えまして、今先生のお話にもございますけれども、二年間届け出をさかのぼる、こういうことにしているわけございまして、私どもといたしましては、御自分が三号被保険者であるということの認識をお持ちいただく、また、その届け出が一つの権利の行使の裏づけになるものでございますので、そういう届け出をお忘れにならないように、社会保険庁にもお願いをいたしまして、また、市町村にもお願いをいたしまして周知徹底に努めてまいり、

これで対応していくということになると思います。

○石田（祝）委員 ちょっと時間の関係で長くできませんが、局長、私は非常に重大な間違いを犯していると思います。それは制度の問題を本人の自覚の問題にすりかえているのですね。いわゆる債権債務とかと同じような考え方に立った場合に、本人はお金を納めているわけですから、それを二年前までで切るということと、これを本人の自覚に任せる、自覚の部分に変えては私はいけないと思います。その点はこれから啓蒙活動をやっていたくことはもちろんでありますけれども、制度としてどうなんですかと私は聞いているわけでした、これはぜひとも一回検討していただきたいと思います。そうしないと、なぜ二年間しかさかのぼれないんだろうということでも不満がたまってくるんじゃないか。これはちょっと指摘をしておきたいと思います。

（略）

126-衆-厚生委員会-4号 平成05年02月24日

○児玉委員 (略)

次に、公務員の場合、これは何も公務員とは限らないのですが、御主人が退職されて、その奥さんが相当な比率で第三号被保険者の手続をしていないという指摘もあります。一号、二号、三号被保険者の記録を統一的に管理する体制をつくって、資格記録の変動等を一つの届け出で正確に掌握できるようにする必要があると私は考えます。これは何もいわゆる年金番号制だとか背番号制のことを言っているのではないので、今日の発達したデータ管理の仕組みを十分に駆使すれば可能だと思います。いかがですか。

○佐藤(隆)政府委員 ただいま御指摘のとおり、現在の年金制度の運営につきましては、制度加入等の手続につきましては加入者に届け出を課しておりまして、届け出がございませんと保険者サイドで情報を把握することができない、こういう仕組みとなっておりますし、また、それぞれの制度ごとに加入者に番号を付しまして記録管理を行っているということでございます。

今御指摘のような加入者に対するサービスと申しますか、そういうサービスの向上を図るためには、年金現業業務の一元化の重要な要素でもございます年金番号の一本化を図ることといたしまして、全制度共通の基礎年金番号を設定いたしまして、それをキーといたしまして各制度間で情報を交換する、そういう体制を整備する必要があると考えておりまして、現在その検討を進めているところでございます。

126-参-厚生委員会-3号 平成05年03月26日

○日下部禧代子君 (略)

次に、国民年金第三号被保険者の加入漏れの問題が、これは厚生省の職員の中にもあるというふうに聞いておりますけれども、その辺の救済策というものをどのように考えていらっしゃいますか。

(略)

○政府委員(山口剛彦君) えらいたくさん御質問をいただきましたけれども、それぞれ簡単にお答えをさせていただきたいと思っております。

(略)

それから、国民年金の三号被保険者の加入漏れの問題でございますが、この問題は、御承知のとおり六十年の改正のときに、今まで年金権のなかった無業の妻にも独立した年金権を付与する、そのためにはどうしたらいいかということで大変御議論がおあって、三号被保険者という位置づけ事させていただいたわけですが、こういう経緯からいたしましても、この届け出というのは年金権の行使の裏づけになる大変重い義務でもあろうかと思っております。そういう意味で、ぜひそういう御認識をいただいてこの届け出を励行していただくように、社会保険庁とも相携えまして今後ともこの点については十分PR等をしていきたいと思っております。

したがって、その加入漏れに既になっておられる方の救済をどうするかという御指摘もございましたが、今のようなこの制度の持っている重さというものも十分理解をしていただいた上で、なおかつ私どもも十分指導なりPRもしていくという前提はありますけれども、それでも漏れている問題についてどうするかという点については、国民皆年全体制のもとでの大きな問題でもございますので、よくよく検討をしてみたいと思っております。

(略)

126-参-厚生委員会-4号 平成05年03月29日

○糸久八重子君 現在の年金業務は、加入者からの申請に基づいて制度ごとにばらばらでありますために、被保険者や年金加入者にとってみれば、複数の制度に届け出や請求を行い、別々に支給を受けなければならなくて、極めて煩雑で不便でございます。そればかりか、個々の制度ではそれぞれの被保険者期間しか把握しておりませんから、複数の制度を移動したものについての年金加入の全体像をどこでも把握ができないという実態があるわけです。また、適用漏れの把握も困難でありまして、第三号被保険者を初めとして、届け出がおくれたために、これは前にも日下部委員からもお話がございましたけれども、無年金者となる可能性も否定できないわけでございます。

こうした状況は、国民皆年金制度の根底を揺るがすことにもなりかねませんで、年金業務体制の一本化を早急に進めるとともに、業務の実施に当たっても、単に加入者からの届け出を待つというこれまでの待ちの態勢から、積極的に適用漏れがないように働きかける態勢に転じていくという必要があるかと思えます。

今も御答弁の中にございましたけれども、こうした前提として、個人単位の年金情報管理、つまり年金番号の統一も不可欠な問題であろうかと思えますが、もう一度その辺のところを確認したいのですが、いかがでしょうか。

○政府委員（佐藤隆三君） 御指摘のとおり、現行の年金制度の運営につきましては、制度の加入などの手続につきましては加入者が届け出をする、加入者に届け出を課していると、それで届け出がございませんと、保険者サイドで情報を把握することができない仕組みとなっております。また、加入者に個々の制度ごとの年金番号をつけて記録管理を行っておりまして、各制度を通じた記録管理というものが行われていない現状でございます。そのため、国民年金の適用漏れの問題、それから制度間の移動をしたものにつきましての把握の問題、さらには年金相談、あるいは年金の裁定に時間がかかる、いろいろな問題がございま

て、円滑な事務処理がなかなか難しい面もあるわけでございます。

したがいまして、制度運営の一層の適正化と加入者に対するサービスの向上を図るために、先ほども申し上げました、年金現業業務の一元化の重要な要素でございます年金番号の一本化を図るということで、全制度共通の基礎年金番号を設定いたしまして、この基礎年金番号をキーといたしまして、各制度間で情報交換を行える体制を整備する必要があると考えておりまして、現在その検討を進めているところでございます。

○糸久八重子君 年金情報管理とか業務体制の一元化というのは、制度一元化の前提でございます。これは、制度改正に先駆けて行わなければならない課題だと思いますし、その意味では時間は非常に差し迫っているのではないかと思います。

大臣にお伺いいたしますけれども、社会保険庁の拡充強化も含めて、年金情報管理の一元化そして業務体制の一元化に向けての今後の具体的手順を、まあ手順まではいいと思えますけれども、これらについての御決意を大臣から伺いたいと思えます。

○国務大臣（丹羽雄哉君）　まず、先ほどから年金局長、運営部長から御答弁を申し上げておるわけでございますけれども、公的年金制度はまず世代間の扶養の仕組みをとっておるわけでございます。現在一人のお年寄りを六人で支えておるわけでございますけれども、これが三十年後の二〇二〇年には一人のお年寄りを二・一人で支えなければならない、こういうような超高齢化社会になってくる、こういう認識のもとにまずこの問題を考えていただかなければならない、このように考えているような次第でございます。

また、その一方で、我が国の年金制度は職域ごとに分立しておるわけでございますので、産業構造や就業構造の変化を受けやすく、いわゆる財政基盤の不安定化や制度間の負担の不均衡が生じてきておるわけでございます。

こうした状況のもとで、本格的な高齢化社会に向けてどのような年金制度のあり方がいいのか、こういうことで先ほどから三つのモデル案を示しながら、長所、欠点についていろいろ御議論もいただいておりますけれども、私どもといたしましては、産業構造、就業構造の変化に対応できる長期的に安定した年金制度を確立することをまず第一の条件としたい。それから、第二点といたしましては、給付と負担の両面にわたる公平を確保するという一元化の理念に沿って、これまで既に基礎年金の導入、被用者年金制度間調整事業の実施などの措置を行ってきたところでございます。一元化につきましては、あくまで平成七年を目途にいたしまして、いろいろ検討すべき問題も山積しておるわけでございますけれども、今御指摘のありましたいわゆる年金情報管理の一元化、業務体制の一元化を進めるに当たっては、まず全年金制度共通の番号を設定し、この番号をキーとして制度間で情報交換を行えるようにする。

こういうようなことも十分に踏まえながら、基本的には、いずれにいたしましても年金制度というのは国民の皆さん方の御理解をいただかなければならないわけでございますので、小委員会の設置も御提案のようでございますけれども、できるだけ私どもは、国民の皆さん方そして国会の皆さん方に情報を公開いたしまして、ひとつ納得のいくような形で一元化を図っていく決意でございます。

131-衆-厚生委員会-5号 平成06年10月21日

○岩浅委員 もういろいろ議論が出ておりますけれども、この国民年金の未加入者、滞納者の原因は、御承知のとおり、一つは保険料が定額で応能負担になっていないこと、さらに保険料の徴収の強制力、実体の強制力がないという現行制度そのものに欠陥があるという指摘もなされているわけでありますが、これを突き詰めてまいりますと、社会保険方式か税方式かという大問題に行き着くわけで、これは後段述べるといたしまして、現在の制度の基本的なフレームワークの中で原因を考えますと、まず、先ほども議論がございましたが、制度に対する国民の理解度が低いということが挙げられると思います。

言いかえますと、行政の広報不足でございます。被用者の配偶者で事務上の不備から未加入者となっている第三号該当者が四十三万人も存在することが何よりの証左であろうと思います。社会保険庁の調査でも、未加入者のうち四割が国民年金制度が原則強制加入であるということを知らなかったことが明らかになっておりますが、ちなみに、今回の改正で第三号被保険者の特例届け出が平成七年四月から平成九年三月までの間認められることになる、これは高く評価できるものであります。ぜひとも広報等を徹底し、四十三万人をゼロにしていきたいと思っております。

この制度につきまして、特に将来に対する不安が若い世代に広がっております。このことが未加入者、滞納の一因になっていることは否定できないのですが、実感として、自分たちが老後世代になるころには、現役世代が負担に耐え切れなくなり、年金制度そのものが崩壊するのではないか、あるいは満足のいく給付がなされるのであろうかという不安があります。

今回の年金改正も、特に厚生年金の改正の主眼もまさに後世代の負担の急激な増大を回避するためのものであるわけですから、国民の理解が深まるための努力がなされなければならないと考えておりますが、具体的に当局としてどのような施策をお考えでございましょうか。

そして、昨年十月の年金審議会の意見書で、国民各層の理解を得るためにディスクロズの徹底と中立公平な立場からの調査その他の権限を有する第三者機関の設置が提言されておりますが、この点についても厚生省のお考えを伺っておきたいと思っております。

○石田（祝）委員 大臣の答弁で最後に国庫負担の問題もお触れになりましたけれども、私は個々の問題はいろいろとその時代時代に合わせて年金に要求されるものも若干違ってくるだろうと思えますし、その意味でいろいろな個別の問題というのはどうしてもそのときどきに出てこざるを得ないと思えます。ですけれども、私が思うには、一番大事なものは、年金制度が将来的にも安心できる、未来永劫にわたって自分のライフサイクルの中で間違いなく有効だ、こういうある意味で言えば制度に対する信頼感、これを高めていくことこそが一番重要じゃないか。いろいろな個別の問題はあると思えますけれども、年金制度自体を国民全体が守っていこう、年金制度は我々にとって大事だ、こういうふうな意識、そういう条件になっていかなければならない、私はそう思います。

ですから、これからお聞きしたいのは、この年金制度を維持させていくためには、安定的に発展させていくためには何をなすべきか、こういう観点で若干お伺いをしたいと思います。

せんだって公的年金の加入状況等調査というのをされたというふうにお伺いをしておりますけれども、この結果について簡単に御説明をお願いします。

○横田政府委員 平成四年に公的年金加入状況等調査というのを実施いたしておりますけれども、この結果によりますと、国民年金の一号被保険者に加入すべき人で未加入の方が約百九十万というふうに推計されております。都市別には、人口二十万以上の市に約六割、年齢階級別に見ますと、二十歳代が五〇%というような状況になっております。そのほかに三号の被保険者の方で未加入、届け出が漏れている方が四十万人程度、その他の未加入者が百十万人程度というような結果になっております。

○岩佐委員 これは女性の地位向上の問題ともあわせた問題ですので、もっと真剣に考えていかなければいけない問題だろうというふうに思っております。

三号被保険者の問題で、今千二百十万人のうち四十三万人が無届け者となっています。放置すれば無年金者になります。今回九五年の四月から二年間、最高九年間さかのぼって加入を認める特例措置が講じられるわけですが、高齢の場合に、既にその資格要件を欠いている場合もあります。さらに、今後も起こり続ける問題でもあると思います。抜本的な検討が必要だと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

○横田政府委員 第三号被保険者につきましては、配偶者が転職した場合等におきまして届け出が必要となるわけですが、自分が保険料を納めてないということもありまして、つい届け出を忘れてしまうというようなケースもございます。こういったケースの方が、先生御指摘のありましたように約四十万人ほどいるというふうに見られるわけがあります。こういった方のために今回特例届け出の制度が設けられるということがございますので、私ども、法案が成立した後におきましては、届け出の必要につきまして、テレビ、新聞等あらゆる方法を通じて広報を強化したいと考えております。

また、厚生年金保険の加入の適用事業所に対しましては、従業員、その配偶者について周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、健康保険の被扶養者情報等も活用いたしまして、届け出漏れ者を保険者としてもできるだけ的確に把握し、速やかな届け出を勧奨するよう指導したいと思っております。

また、より根本的な解決といたしましては、各制度に共通する基礎年金番号を導入いたしまして、こういったケースについての的確な届け出勧奨ができるようなシステムにしてまいりたいというふうに考えております。

131-衆-厚生委員会-7号 平成06年10月26日

○網岡委員 最後ですが、国民年金の適用の推進、受給者及び被保険者に対するサービスの向上を図るため、速やかに基礎年金番号の導入を図るべきではないかと思うのですが、この点について厚生省のお考えをお示してください。

○横田政府委員 国民年金の一号被保険者なり三号被保険者の届け出漏れを防止いたしまして未加入者の縮小を図っていく、それから複数制度にまたがります被保険者、受給者の年金裁定とか相談の迅速、的確性を向上させていくというためには、私ども、各年金制度に共通いたします基礎年金番号の導入がぜひとも必要だと考えておりました、今年度からそのシステムの開発に着手したところでございます。できるだけその早期実施に向けて鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

131-参-厚生委員会-6号 平成06年11月01日

○今井澄君 それでは、年金改正問題について質疑をさせていただきたいと思います。

私は、現在の年金改正法案、確かにいろいろ問題がないわけではない。特に、雇用と給付の継続という重大な問題が確たる見通しがまだ十分ない中で、六十五歳への支給年齢の繰り下げをするということもまだ問題が残っていると思いますが、しかし今、私たちにとって一番大事なのは、国民の現在の公的年金制度に対する信頼、これを確固たるものにするということが一番大事だと思っております。

そういう意味では、やはりこの急速な高齢化あるいは超高齢社会の到来ということ踏まえて年金財政を安定させるということ、今の現役世代あるいはこれからの若い人たちが年金をもらえなくなるんじゃないか、掛けてももらえなくなるんじゃないかという、不安を生ずるようではいけないということから、まず何といたっても財政の安定化が必要だと思いますので、いろいろな問題があるにしても、私は今回の年金法改正案については早期に成立させ、一日も早く安定化に向けてスタートしていくべきだというふうに思っております。

そういう意味では、私はきょうは、今の年金法の改正案そのものについて問題があるとか、そういうことについてどうかという議論は余りしたくないんですね。むしろ、この法案を早期に成立させて次のスタートを切る中で、今後どういうふうにして、またいろいろな問題点をどう解決するかということでの若干の議論といいますか、質疑を行わせていただきたいと思います。

ところで、公的年金制度に対する国民の信頼と言うときに、その信頼が揺らいできているということの一つの証左として、国民年金、基礎年金についての未加入者の増大ということが挙げられ、その国民年金、基礎年金の空洞化ということが問題になっていると思います。そのことを私は取り上げて、三時十五分までの質疑をさせていただきたいと思えます。

まず第一に、きのうから幾つか質疑の中でも出ていることですが、改めてここで数字的なこと、人数を確認させていただきたいと思いますが、去る八月、厚生省と申しますか社会保険庁ですか、未加入者等の数字を発表されたと思います。新聞に大きく取り上げられて、基礎年金の未加入者百九十三万人というふうな数だったと思いますが、それでよろしいかどうかということ

と、その未加入の理由、そのことを出していただきたいと思えます。

それとさらにもう一つお願いしたいのは、未加入者はこの百九十三万人だけではないはずなんです。それ以外の数字についても一応ここで出していただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○政府委員（横田吉男君） 国民年金の未加入者の実態でございますけれども、平成四年の公的年金加入状況等調査におきます結果といたしましては、明らかに国民年金の第一号被保険者になるべき者で未加入となっている者が百九十万人でございます。またこのほか

に、第三号被保険者となるべき者であって届け出がないために未加入となっている者が約四十万人、その他の未加入者が百十一万人というふうになっております。

その他の未加入者百十一万人でございますけれども、大きく分けると三つございまして、一つは住民票の登録がされていない者、あるいは登録はされておりますもその者の実在が確認できないというようなことで、行政的には捕捉することが大変困難な者であります。

もう一つは、その年に給与所得者として分類されている人でございますが、ちょうど調査時点におきましてどの制度にも加入されていなかったということでございます。この者は恐らく失業あるいはその時点における退職というようなことで、短期的な失業者というふうに考えられるところでございます。

それから三番目が、老齢年金の受給権を既に得ているということで加入する必要がない方であります。

私どもといたしましては、加入対策といたしまして、一号被保険者に当然加入すべき方で加入していないということが明確な百九十万人を対象にいたしましてさまざまな対策を講じているところでございます。

こういった未加入者の出てくる理由でございますけれども、先生の御指摘の中にもありましたように、一つは年金制度の将来に対する不安というようなものもあるかと思えます。あるいは手続とか制度についての理解が不足しているというような場合があるかと思えます。また、忙しくてなかなか届け出する暇がなかった、あるいは本人が加入する意思がないというようなさまざまなケースがあるというふうに考えております。

いずれにしましても、未加入者の問題は私どもにとりまして最大の問題でございまして、この解消に向けて鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

131-参-厚生委員会-7号 平成06年11月02日

○西山登紀子君 私も調べてまいりましたけれども、国民年金の保険料の免除の状況、これは非常に深刻です。昭和六十二年、一九八七年なんですけれども、この当時二百二十四万人ですね、免除されていた方が。この方々が平成四年で二百六十六万人にふえております。そして、免除率はどうかといいますと、確実に上がっているわけです。昭和六十二年に一一・九%の免除率が一四・七%と、このように免除率が高くなっているわけですね。

しかも、これは保険料の検認率ということで先ほどお話がありましたけれども、保険料の収納状況、検認率、これを見ますと、先ほどお話にありました平成四年度で八五・七%。つまり、これは一四・二%の人が滞納ということです。そうすると、免除者と滞納者を加えますと既に二九%の人が満額年金、今回の改正では月額六万五千円を支給されない、減額年金しか受け取れないということになります。その上に、四十万人の三号被保険者が申請漏れというふうに言われておりますから、これはもう二九%を優に超えてしまうわけです。

先ほど厚生省の方から、私が指摘をするまでもなく三分の一だというふうに言われたわけですけれども、昭和六十年のときの推計で二五%というのが三分の一ということ、これは見込み違いの範囲を超えた非常に大きな率でありまして、こうなりますと、これはもう公的制度としては欠陥制度だというふうに言ってもいいのではないかと思います、どうでしょうか。

○政府委員（近藤純五郎君） 先生の数字でございますけれども、平成四年度の数字でございますが、免除率は一四・七%でございます。検認率は八五・七%ということでございますが、これは過年度分の保険料が含まれておりませんので、これを含めると約九割、九〇%ぐらいになるわけでございます、このような免除と未納分を合わせますと二五%程度になるわけでございます。

先ほども申し上げましたけれども、この免除と未納を合わせた割合が高くなりますのは、六十年の改正によりまして任意加入のサラリーマンの妻が三号被保険者に移った、こういうことと、それから平成元年の改正におきまして学生の適用が行われておりまして、これまでより免除の基準が緩めてありますので免除率が高くなった、こういう事情があるわけでございます。

その間に制度的な改正があったということでございますので、六十年当時に申し上げた昭和五十七年当時のものと今の平成四年というのは、制度改正を挟んでいるということで必ずしも単純な比較というのは難しいのではないかとということでございますが、先生御指摘のように結果としてふえているのは事実だと思います。

36-衆-厚生委員会-17号 平成08年05月17日

○福島委員 この年金番号の導入で、現在問題になっております国民年金の未加入者の問題、これはかなり改善が見込めるのでしょうか、そのあたりについてはどのようにお考えですか。

○横田政府委員 先ほども申し上げましたように、現在の年金の事業運営におきましては、各制度ごとに記録管理なり年金番号を持っておりますので、加入者の届け出がない場合にはほかの制度に加入しているかどうか全く把握ができないわけでありまして、こういったことで未加入者が発生しやすくなっているということが言えるわけでありまして。

基礎年金番号が実施されますと、各制度の記録の把握が年金番号をキーといたしまして可能になりますので、例えば二十歳に到達した者につきまして、二号被保険者として入っている者につきましては、その情報を社会保険事務所の方から市町村に連絡することによりまして、市町村においてどの者が一号被保険者として加入すべき者かというのがはっきりいたしますので、的確な加入勧奨なり手帳の送付ができるようになるということでありまして。

また、転職あるいは退職等によりまして、例えばサラリーマンをやめて自営業者になった者につきましても、本来は一号被保険者としての届け出が必要になるわけでありまして、忘れていた場合等もあると思っております。そういったことにつきましては、被用者の被保険者としての資格の喪失情報というものを社会保険事務所から同様に市町村に提供することによりまして、未届けの者につきまして、必要な届け出を行うように個別にお知らせが可能になるということでありまして。

さらに、三号被保険者につきましては、配偶者の制度間の異動に伴いまして市町村に届け出が必要な場合もあるわけでありまして、うっかり忘れていたというケースも多いわけでありまして。こういった者につきましても個別に把握できるようになりますので、それぞれに社会保険事務所の方から連絡ができるようになるということでありまして。

こういったことを通じまして、現在の未加入者がすべて直ちに解消できるというふうにはならないかと思っておりますけれども、うっかり届け出を忘れていたような者につきましてはそれぞれお知らせができるようになりますので、未加入者の減少に極めて大きな効果があるというふうにご考えておるところでございます。

146-衆-厚生委員会-5号 平成11年11月17日

○瀬古委員 (略)

一つは、女性の年金未加入者の問題について伺います。

現在、千二百三十一万人が三号被保険者になっています。問題は、八六年四月以降、九七年三月末までに届け出ることで納付済み期間としてみなす特例がございました。これは実は、周知が不十分だったり役所の手続の手違いなどで届け出ができていないケースがまだたくさん残っているとされておりまして、未届け者が一体どれくらいあると厚生省は推定なさっているのでしょうか。

○小島政府参考人 御指摘の三号届け出特例につきましては、平成七年四月から平成九年三月まで実施されました。その周知につきましては、社会保険庁といたしましては、雑誌、テレビ等各媒体を通じて広報を行いまして、また、社会保険庁で把握できた三号未届けの可能性のある者に対して個別に勸奨状を送付するなど、できる限りの周知を図ったところがございます。

お尋ねの三号の未届け者数でございますが、三年に一回、公的年金等加入状況調査を実施しておりまして、現在一番新しい時点でまとまっておりますのは平成七年十月の調査でございますが、それによりまして約十一万人程度ということになっております。

○瀬古委員 十一万人程度の方がまだ未届けという形で残っていると思われるのと。

そうしますと、特に女性の場合、結婚だとか離婚、再婚、配偶者の転職、事故、死亡、いろいろな女性をめぐる状況がございまして、いろいろ周知したけれども十分行き届かないというケースもたくさんございます。

実は、ことし開かれました、全国の百六十四市が参加しています全国都市国民年金協議会がございまして、ここではもう一度何としてでもこの特例の実施をしてもらいたいという要望が出されているわけですね。

特に、女性の年金という点でいえば、本来認定がされればそれなりに保障される人たちなんですけれども、未加入のためそういう手続ができない、そういうことで年金が支給されないということで、人権保障上も好ましくないというふうに考えるんですけれども、もう少し弾力的に、申請しない人はだめだよというんじゃなくて、まだ残っているならこれからは大いに救おうじゃないか、こういう立場で弾力的な対応をし、この国民年金協議会の要望にはこたえるべきじゃないかと思うんですけれども、大臣、その点いかがでしょうか。

○丹羽国務大臣 平成六年の年金法の改正におきまして、ただいま委員の御指摘の三号被保険者の届け出の特例というものを講じたわけでありまして、これは、先ほど申し上げた昭和六十一年の四月の基礎年金の導入に伴いまして女性の年金権が確立されたということとございまして、その時点におきまして届け出制度もまだ十分に承知されていなかったという事情を考慮いたしまして、あくまでも特例的な措置で取り扱いを行ったものでございまして、その点を十分に御理解をいただきたいと思っております。

なお、平成十四年から配偶者の事業主を経由いたしまして届け出ることが可能になりますから、届け出漏れの解消につながるのではないかと、私はこのように考えております。

○瀬古委員 特例的な措置という場合、高齢者の年金の場合にもいろいろな特例的な措置をとっているわけです。何とか無年金者をなくすような努力がなされているのです。それで、今市町村からぜひそういう特例を検討してもらいたいという要望があるものですから、少なくともその点御検討していただけるんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○丹羽国務大臣 瀬古委員の御意見として承りたいと思います。

○瀬古委員 今回届け出そのものが大変改善をされたというものの、いろいろな煩雑な経過がございまして、今、基礎年金番号が導入されて本人の確認も大変容易になっているわけですね。そういう点では、届け出そのものももう少し改善する。事業主を通じた一定の改善もございしますが、例えばコンビニだとか郵便局だとか市町村の窓口に行復用のはがきを置くとか、手続の面でももう少し配慮される、そういう措置も必要ではないかというように思うんですけれども、その点での改善は今後いかがでしょうか。

○小島政府参考人 御指摘のように、第三号被保険者に該当いたしますと、その方が、事業主の確認を受け、または健康保険証を添えて市町村の窓口に行かなければならない、しかも加入する保険が変わるたびに行かなければならないということで、被保険者の方に大変な手続上の手間があったというふうに私ども認識しておりまして、この届け出の方式につきましては、その被保険者の方の負担の軽減及び未届け者の解消を図る観点から、改善方法について種々検討してまいりました。

その結果、一番合理的と思われるのは、二号被保険者が勤めております事業主を経由してその届けがなされるというのが一番合理的じゃないかということで、さきの通常国会で地方分権一括法におきまして国民年金法の一部が改正されまして、平成十四年四月にそういう扱いになるということございまして、私どもとしては、そのために鋭意準備を進めているという状況でございます。

150-参-予算委員会-1号 平成12年09月29日

○堂本暁子君 では、次の質問に移らせていただきます。

今、大問題が年金です。本当に広く不安とか不信が年金に向かっている。その最大の原因は、やはり余りにも複雑になってしまった日本の年金のありようだと私は思っております。私自身も、自分の年金でさえわからないことがありました。その中の一つで、国民年金の第三号被保険者、つまり妻の保険が相当に複雑さに拍車をかけているというふうに私は思っております。

一九八五年の改正でこの第三号というのは導入されたわけですがけれども、今問題のことは、そういったサラリーマンの妻。短期的に厚生年金に加入した夫が例えばストラで失業する、そうすると一号になるわけですね。今度また再就職を一年後か一カ月後にした場合に、その三号であることをまた妻は登録しなきゃならないんです。ところが、それをやり忘れる。何しろ妻は一銭も保険料を払わないんですから。払ってれば、また払い続けなければと思いますが、払っていない。登録だけを市役所へ行ってやる。そのために、無年金者が出てきてしまったり、空白の期間ができてきたりという今おそれがあります。

そこでやはり、もう終わってしまった三号未届けの期間を、また再開して特例措置を行うべきではないかと思いますが、これは厚生大臣に御答弁いただきます。

○国務大臣（津島雄二君） 現行の年金制度がいささか、精緻にできてはいるけれども難しい、私も率直に言ってそういう感じを、長年やってまいりましたが、持っております。

そういう中で、最近主婦の方が、余裕ができたなら働く、そしていろいろな事情があってもまた戻られるときに、第三号被保険者、つまり専業主婦にお戻りになるときの届け出がなかったと、それで不利な扱いを受けるという御指摘は私はやっぱりあり得るんじゃないかと思うんですね。

ただ、これはもともとは、専業主婦の方にも年金権をきちっと差し上げるということで導入をし、そのときの一つの、専業主婦すなわち第三号被保険者をきちっと基礎年金計算の中に組み入れるためにこの届け出制度というものを一緒に入れたわけで、そこはきちっとできているんですけれども、必ずしもこの制度が十分周知されていなかったということから、これに対する過去の届け出漏れについて特別に後で届け出を行うという特例措置を平成六年の改正で一回限りの措置としてやった、そのことを言うておられるのでございますが、この措置は全く特例でございますし、ほかにも影響するところがございまして、今、現時点でこれを行うということは私はちゅうちょせざるを得ないのでございます。

ただ、先般の制度改正におきまして、平成十四年度から本人が市町村に、専業主婦にお変わりになった方が市町村長に届け出なきゃならないかわりに、そうでなくて旦那さんとか配偶者の方が、これはお勤めになっていますから事業主との間の雇用関係もある、そういう方が事業主を経由して届けるということにいたしましたので、その点は第三号被保険者の負担が軽減され、届け出漏れの解消に寄与するということを期待しているところでございます。

いずれにしても、悩ましいところではございます。

○堂本暁子君 悩ましい厚生大臣にちょっと追い打ちをかけたいんですが、その結果、十四年の調査をした結果、何十万、何百万という無年金の方がもしあらわれたらどうなさいますか。

○国務大臣（津島雄二君） まだそこまで実態を確かめておりませんので、今の仮定の御質問にお答えするのもちょうちょさせていただきます。

○堂本暁子君 総理、厚生大臣も悩まれるし、それから年金官僚という方たちも、もし公的な日本の年金制度が破壊する、破綻するとしたら、それはこの複雑さゆえだというふうに指摘されています。

ですから、そういった制度はもっとシンプルにして、税制とか年金というのは私たち一人一人の足元を固めている制度なんですね。それがどのぐらい保険料を納めて、一体どういうふうな結果があるのかわからないというのは非常に不親切です。不安と不信を増幅するだけのことになってしまいますので、私は、総理がここはきちっと、女性の社会参加を促進するためにも、そして多様なライフスタイルに忠実となるようなやはり抜本的な見直しをしていただくべきだというふうに思っています。

八五年の三号被保険者の改正のときには、妻は一銭も保険料を納めなくていいというような、そのかわり皆年金という、年金権を妻にも全部持ってということではありますけれども、今のような矛盾が出てきていることは間違いございません。マイナスの結果が出てきています。ですから、ここは、私は年金を複雑にするのではなくて、抜本的な改正をして包括的に単純になさるべきだというふうに思います。さもないと、女性の間の不均等、それから男女の間の不均等、いろいろございます。これでは年金というのは公平であるべきものなのに公平にならなくなってしまふ。

そこで、総理の御英断をぜひ伺いたいと思います。

○国務大臣（森喜朗君） いわゆる今御指摘あった第三号被保険者、昭和六十年のこのときは本当にサラリーマンの妻が払わなくても年金を受給できるということは皆さんの悲願でもあったわけですから、そういう仕組みをつくり上げてもう十数年たてばまた大きく変化をしてしまふ。それだけこの年金制度は複雑でありますし、また先ほど厚生大臣が言いましたように悩ましい問題なのかもしれません。

厚生大臣も悩んでいらっしゃいますから、よくよく相談をいたしまして、もう少しわかりやすいそういう年金制度をしっかりと確立しなければならぬということを改めて痛感をいたしました。

150-参-国民福祉委員会-2号 平成12年11月09日

○堂本暁子君 まさにその問題でございまして、今問題になっていますけれども、短期間のアルバイトをしたために、本人が厚生年金の加入を知らされない、あるいは健康保険証さえ渡されないままいわゆる三号の未納扱いにされている実例が今次々と問題になってきています。私は、女性と年金のことを問題にしていまいりましたので、これはまさにおかしいと思うわけですね。

厚生年金法の第二十九条、そして百二条では、本人が加入したことを通知しない事業主は懲役六カ月または二十万円以下の罰金に処するということがこの法律に書いてありますけれども、今までにこの罰則は何回ぐらい適用されたのでしょうか。そのことをお答えください。

○政府参考人（小島比登志君） 委員御指摘のように、厚生年金保険法第二十九条及び百二条に基づきまして、適用事業所の事業主は、社会保険事務所長から被保険者資格の確認または標準報酬の決定等に関する通知を受けたときは、これを速やかに被保険者に通知することとされております。これには罰則もあるわけですが、現在のところ実際に罰則が適用されたということはないと承知しております。

社会保険庁といたしましては、事業主……

○堂本暁子君 そこまで結構です。結論だけ言っていただければ結構です。

そのようにして基礎年金番号の統合作業が今進んでいますけれども、三号で未納期間が存在していることがはっきりしたケース、それは何件ぐらいありますか。

○政府参考人（小島比登志君） 過去記録の整理を年金番号につきまして進めているわけですが、これは確定した年金期間ということでございますので、三号の未納期間がどこに相当するかというのは現在のところわからないということでございます。

○堂本暁子君 一千万人以上の成人の方と、それから基礎年金番号との誤差と申しますか、ずれがあるわけですが、この一千万というのは二万、三万の数ではないわけです。大変に大きな、大体三号だけで千三百万しかいないんですから、それに匹敵するぐらいの数字のずれがあると。それに対して、全く保険庁ではこれをつかんでいない、計算もできない。これではもういろんな形での被害と申しますか犠牲者が出てくるのも当然じゃないかと思うんですね。こういうことではとても国民の信用を得られないというふうに思います。

大臣に伺いたいんですけれども、三号は必ず届け出をしなければ三号として認められないというふうになっているんです、現行法では。この三号は一銭も保険料を払っていない制度ですが、その方たちが一々役場へ行って、あるいは市役所へ行って届けるといふことはどういう意味があるというふうに、これは質問通告はしていませんけれども、どういうふうには大臣はそのことの必要性を感じておられますか。

○国務大臣（津島雄二君） 一番問題なのは、三号と二号の間を行ったり来たりするケースですね。これをきちっと把握して実態に合った年金計算をしてあげることが基本

にあるんだろうと思います。ただ、委員が御指摘のとおり、個々の被保険者がそういう意識を持っていないとすれば、随分それは戸惑う方もいるんじゃないかなと、私は庶民としてそういうふうに思っております。

○堂本暁子君 大臣、その届け出というのは、やはり行う必要というか、それはどういうふうに解釈していらっしゃるんですか。払う人が届け出るのわかるんですよ。払わない人の届け出についてはどのようなお考えでしょうか。

○国務大臣（津島雄二君） 保険者の方でその実態をずっとフォローしていくためには、やっぱりどの時点でどういうステータスになったかということフォローしておかなきゃいけないだろうと、そういうことからきているんだろうと思います。

○堂本暁子君 問題は二つあると思うんですね。

というのは、本人が厚生年金に入ったということを自覚していれば、また抜けたときには届け出るでしょう。それを自覚していなければそういうことは起こり得ないことです。

それからもう一つは、きょうはあえて自治省にもおいでいただきましたけれども、国民年金法の第十二条では、地方公務員の被扶養者、三号の届け出は本人が行わなくてもよいことになっている。こちらの方の趣旨をお答えいただきたいのです。

○政府参考人（木寺久君） 国民年金法の第十二条第三項の規定によりまして、これは昭和六十年の改正によりまして、共済組合等の組合員の被扶養配偶者を第三号被保険者としたことに伴い、社会保険庁長官が指定する共済組合等の組合員の被扶養配偶者であります第三号被保険者につきましては、その届け出を当該組合等が代行できるという制度でございます。

地方公務員共済組合におきましては、組合員及びその被扶養配偶者の負担を軽減する観点から、事務上の負担も勘案した上で本制度を活用することとし、昭和六十一年の四月に社会保険庁長官の指定を受けまして届け出を代行しているものであります。

○堂本暁子君 これは組合員の負担を軽減するという意図ですね。答えていただけますか。そうですね。はいだけでも結構ですが。

○政府参考人（木寺久君） そうでございます。

○堂本暁子君 この辺も結局大変な不公平があるわけですね。一方では本人の届け出を義務づけていない、一方では本人が届け出をしないとどういうことになるかということです。

今一番多いのは生命保険のようですけども、生命保険、毎年どのぐらいの人が入れかわるかという、実に十五万人です。そして、しかもその厚生年金の加入を知らないケースが圧倒的に多い。しかも、その後の届け出を本人がしない限り第三号として未納扱いになっている。九八年からは勸奨状、いわゆる通知が本人に届くようになりました。ですから、これは本人が届け出なければ本人の責任ということも言えるかもしれませんが、それ以前についていえば、三号の被保険者制度が導入されて以来実に十三年間こういう事態が続いているわけです。

無年金を救済するためにわざわざ八五年には三号というのをつくられた。私は三号制度

には反対ですけれども、厚生省の意図としてはそういうことでありました。一方で、こういう無年金者をどんどん排出するようなやり方というのは私はおかしいと思うんですね。非常に多くの方が犠牲になっています。

例えば、私がここにいただいたお手紙があるんですけども、たった三カ月働いた。ずっと専業主婦でやってきたけれども、一体私の人生は何だったんでしょうかと。ずっと親の介護をし、しゅうとの介護をし、そして痴呆だったりした。もう本当に苦勞してきて、そしたら自分が無知だったがゆえに年金通知というのが来た。だけれども、その年金通知が自分が無年金になっているということすらわからない年金通知だった。しかも、この方は年金の相談で三回も銀行に行っただけけれども、何にも言われなかった。実質三カ月だけのために一体どうしたらいいんでしょう。助けてくださいと。

その気持ちはわかります。みんな自分が年をとったときには最低基礎年金なり、夫が亡くなった場合は遺族年金もあると当てにしてきた人たちが、あるとき突然無年金だと言われる。これはやはり制度がおかしいんじゃないかと思うんですね。こういうことが今続出してきている。大臣はこのことをどうお考えになりますか。

○国務大臣（津島雄二君） 第三号被保険者は、せんじ詰めれば、その配偶者が加入している厚生年金や共済年金などの年金制度がその方、つまり第三号の方の基礎年金の給付に必要な費用も一緒に負担する仕組みになっている。それがいいか悪いか、委員の御指摘のとおりでございますが、したがって御本人からの届け出があって初めて第三号被保険者であるということが確認される、またそれが必要だということで今の制度は組み立てられているわけでありまして。また、それを基礎として年金運用が図られているわけでありまして。

しかし、本人に知らされないまま資格が変動しているなど届け出がなされなかったことについて、常識的に本人に責任があるとはなかなか言えないケースもあるのではないかと。こういうことで、実態をよく把握した上で、主婦の方、配偶者の方、本人に全く責任があるとは言えないようなケースをどう考えるか、これは検討課題だと思っております。

なお、平成十年四月以降は、厚生年金適用事業所を退職してから一定期間がたっても新たな届け出がない場合には個別に届け出の勧奨を行うということで、届け出漏れの防止はかなり前進をしていると思っておりますが、根本的にこれを解決するには僕は二つの問題があると思っております。

一つは、やっぱり年金の立て方、これを変える。いわば第三号の方も個別の年金者にするということがこれは制度論としてありますけれども、これをやる上では大変な問題があり、場合によっては税制までかかわってくるということで、今、委員も御承知のとおり、省内に検討委員会をつくって勉強させていただいております。

もう一つは、この基礎年金ばかりでなくて、IT技術が進んできた場合に行政のワンストップサービスをさせる。同じ番号で同じところをお願いをすればいろいろな行政サービスが受けられるという今流れになってきている。その中からICカードをつくらうというような動きもある。そういうことからいいますと、やっぱりこのところはもう少しきれ

いにして一連番号がつくようになればいいんだなと私は思っております。

○堂本暁子君 長期的には私は大臣がおっしゃったように三号はなくしていいというふうに思っていますが、直近の場合、今実際に何万人いるかわからない人が無年金者になるということの方が大問題だと思います。

大臣も認められたように、やはり制度におかしいところがある。大体、自分が登録しなくても、その人の名前のところにまた厚生年金がかぶさったら二重になっているんだということがわかるような制度になっていない。これはもう本当に社会保険庁に私は責任があると思うんですが、そういうふうになっていない。

それからもう一つは、やっぱり運用に問題があると思います。今の二十九条、これを一回も使っていない。これだけ何回も何回も何十万人という人がそういうことをやられているながら、事業所に対して何にも役所はやっていない。これは社会保険庁の怠慢ということ以外に何も言えないと思います。あえてその答弁なんて要りません。もうそれは断じて怠慢である。

それからもう一つは、今おっしゃったように制度の設定自体に無理がある。複雑過ぎる。だからこそ、市役所や何かの担当窓口で正確な情報を実際に提供することすらできない。ですから、特例措置中でも、いろいろ報道もされたりして、心配して役所へ行った方もあるわけです。

ここにある方なんというのは、これ、紙を実際にいただきましたが、特例期間中にその方が行って、納付月数は二百七十六カ月と言われ、安心して、それでいざ年金をくださいと言ったら、あなたは途中で厚生年金になっていましたと。今度は何と言ってきたかという、百七十六カ月しかあなたは保険料を払ってなかったんですと。こんな変な対応というのは許されるものですか。本当におかしい。こういうことが続発しているから、みんな女の人たちが泣いているんですよ、今。これはおかしいです。どんなことをしても役所が信頼されない、日本の保険制度が、年金制度が信頼されない。当然です。私は、社会保険庁が物すごく怠慢だと思う。

小さいことで言わせていただければ、十二時から一時までは問い合わせにさえ応じていない。こんな行政サービスの怠慢というのはないと思いますね。——やっていますか。であるとすればそれはまたあれですが、やっていないとすればきちっとやってほしい。

それから、温情的な措置というのを考えなければならぬとおっしゃった。実際にこの方の場合にはだめなんですけれども、もうむしろそういう同じ役場の窓口が、いや、こちらのミスだった、あのときああは言ったけれども実際はということで温情的な措置をやった。それはそうですよ。それまでに、例えば二十年払った自分の厚生年金さえ全部ふいになってしまう。結婚して、しばらく子育てして、それでほんの二、三カ月働いて、そのおかげで自分の厚生年金も基礎年金も何もかも全部だめになってしまう。こんな矛盾は考えられないことですね。

ですから、そのことに窓口の役場が温情的な措置をとる、このことは私は大事なことで

と思うんです。さもないと泣くに泣けない。許されないことだと思います、これだけ皆年金と日本で言いながらそういう犠牲者が出るというのは許されないと思いますが、この温情措置については大事にされるでしょうか、いかがでしょうか。大臣の御答弁を求めます。

○国務大臣（津島雄二君） 大変に強く胸を打たれるところもございますので、真剣に検討させていただきます。

○堂本暁子君 でも、これなんか明らかにそうでしょう。その時点でもし二百六十七なんて書き方をしなければ、えっ、どうしてだろうと。そうすれば、その間は二年間の救済措置というのがあったわけです、特例措置が。そのときに役所が間違えて、それで本人にそれはあなたが間違っていると言われても、それは本人の責任ですか。違うんじゃないでしょうか。

○国務大臣（津島雄二君） 今のお話を伺う範囲内では、これはちょっと厳しいな、きついなという感じであります。

非常に深く感銘を受けましたので、真剣に勉強させていただきます。

○堂本暁子君 私がきちっとお願いしたいのは、やはりそういう本人も知らない間に厚生年金手帳ももらわず、それから健康保険証も手渡されず、一方の事業主の都合でそういうことになっている。それを本来は全部役所の方で、本当は社会保険庁がチェックして通知すべきことなんです、今やっているように。それを十三年間空白があったというのは、これは行政の怠慢なんです。

だとすれば、そこのところについては行政が責任をとるべきだし、一人二人の役場の人たまたまこれはこちらのミスだったと言って温情的な措置をとるだけではなくて、やはりそういうことを届け出た場合に、こっちは人は温情措置がある、こっちはないということでも困るんです。ですから、きちっとした救済的な措置をお考えいただきたい。

しかも、一千万人以上のこの数、誤差。はっきりした数字すら出せないというふうになら社会保険庁は答えになりました。要するに、そこのところは何もつかんでいないということなんです、はっきりひっくり返した言い方をすれば、つかんでいないから答えられないとおっしゃった。しかも、その一億九百五十五万という数ときょうおっしゃった数とまたそれとずれがある。何百万人という数のずれがある。私たちの年金という大事なことでこれだけずれていくということは大変おかしいと思います。

このことは、その十三年間のことを救うには、私は政治家でいらっしゃる大臣の御英断、今前向きに御検討くださるというお返事でしたから期待をさせていただきますけれども、これは政治家が責任を持つべきことだと思いますが、もう一度大臣にそのことを確認させていただきたい。

○国務大臣（津島雄二君） 尊敬する堂本先生の重ねてのお話でありますので、本当に真剣に考えます。

それで、なぜ歯切れが少し悪いのかといえば、公平にしなければいかぬということ、それ

は委員おっしゃったから私もそこで救われたような気になるわけですが、とにかく公平と
いうことを頭に置きながら真剣に検討して、できれば早く結論を出したいと思っております。

151-衆-予算委員会第五分科会-1号 平成13年03月01日

○今野分科員 それでは、医療事故に関しての質問はこれぐらいにいたします。

余り時間ありませんが、続いて、年金の問題についてちょっとお尋ねいたします。

女性の年金問題なんです、結婚している女性は、国民年金の第三号被保険者となりますが、夫が職を失う、あるいは年収百三十万円以上の仕事に本人がつくと、これは届け出によってさらに別の号の被保険者になっていくわけなんですけれども、去年の秋に、この六十億円の徴収漏れがあったというニュースがありました。これについてどのように対処していらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

○富岡政府参考人 ただいまの点についてお答え申し上げます。

年収百三十万円以上になりますと、厚生年金の二号被保険者、被用者保険の被保険者の方の被扶養者にならないということで第一号被保険者になるということで、保険料を納付する必要が出てまいります。

ところで、この場合に、年収百三十万円以上であるかどうかということが実はポイントになるわけなんです、これは御本人の申告によりまして把握するということになっておりまして、そういった点から、御本人の申告でなかなか確認しがたい点があるものがございますから、御指摘のようなことが生じたと会計検査院からも御指摘を受けたということがございます。

ただ、こういったことにつきまして、制度を厳正に運用して信用性を高めるためには、やはりできるだけいろいろな手段を通じて把握しまして、適正に納めていただく、そういうことが非常に重要なものがございますから、私どもといたしましては、この報告を受けまして実務の実態を洗い直しまして、どうすればこういったことが少しでも防ぎ得るのか今検討しておりまして、こういったことの厳正な適用につきまして本当に努力してまいりたい、努力中ということでございます。

○今野分科員 今度は別のケースですが、夫が転職など再就職をした場合、あるいは妻である本人が年収百三十万円以上の仕事をやめた場合、再び第三号被保険者としての資格ができるわけですが、社会保険事務所に再登録しなければいけないことを知らなかったために、受給資格が回復してから再登録するまでの空白期間というのがしばしば生じますね。特例の救済措置で二年はさかのぼって支払いを受けることができるようになっておりますが、それ以上の場合の救済措置についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○坂口国务大臣 先ほどからお話ございますように、厚生年金保険に短期間適用されていたことについて認識がなかった場合、それから今お話し第二号被保険者である配偶者の転職あるいは退職を知らされていなかったといったこと、こうした理由によりましてこの問題が起こっているというふうに思っております。

それで、一部の社会保険事務所におきましては、二年を超え、さかのぼって納付済み期間と認める取り扱いを行っているところもあるというふうなこともございまして、これをどういうふうにしていったらいいか。すべてそれを認めるのか、それとも一応整理をして、

その中で認めるべきものは認めるようにするのか、こういったことについて現在検討を進めている。これはやはり法律事項になってくる可能性もあるわけでございまして、それならば法律を改正しなければなりません。そのこともあわせて今検討させていただいております。早く結論を出したいと思っております。

151-衆-厚生労働委員会-10号 平成13年04月11日

○中川（智）委員 負けそうですから、では次の質問に移りたいと思います。

私は、この年金問題を質問いたしましたのは、昨年十一月に前大臣の津島大臣から御答弁いただいたことで、どうしてもこれは、どのようになったかというところを、きっちりした御答弁をいただきたいと思って、質問をさせていただきます。いわゆる三号被保険者の空白の問題でございます。

十一月に質問いたしましたときには、前大臣の方から、きっちり実態調査をして、この空白問題の解消に向けて政府としてはやっていかなければいけないという答弁をいただきました。これは私も本当に、その答弁が余りにもすっきりしたものでしたし、そのように泣き寝入りしていらっしゃり、また、いざというときに無年金状態になる、そのときには大変なことになるという共通の危機意識、危機認識があったというふうに思っておりました。

ところが、ことし一月、二月と、社会保険事務所でどうなっているかということをお伺いいたしましたら、全く改善はなくて、いまだに現場では対応にとっても困っている、気の毒なんだけれども、国の方からは現場で対応してくれというままだし、どうしようもないのですという、悲鳴に近いようなお話を伺いました。これに対して、昨年十一月から随分月日がたちましたが、どのようになっているか、お答えをいただきたいと思います。

○富岡政府参考人 昨年御質問をいただきまして、大臣の指示を受けまして、私ども事務方といたしまして全国の社会保険事務局を通じまして、まず、三号被保険者の未届けがどんな実態になっているかということをお全国的に調査いたしております。

それを通じてわかりましたことは、まず、御本人が届け出しなければならないという実態を知っていれば届け出を行っていたであろうと考えられるケースといたしまして、事務局を通じて把握したケースといたしましては、例えば、厚生年金保険に極めて短期間適用されたわけですが、御本人にその認識がなかった、こういうケース。それからもう一つ、割と大きなケースは、第二号被保険者であります配偶者の転職、退職、こういったことを御存じなかったと申しましょうか、そういったケース、それで、あと、極めてその転職の期間が短くて、すぐ再就職したといったケースで、届け出なければいけないことを実際に御本人に御認識がなかった、こういったケースがあることが全国的な私どもの調査で判明いたしました。

それではこういったことに対しまして社会保険事務所はどうしておるかということをお聞き取りいただきましたが、それによりますと、実はその時点でわかったことでありますが、一部の社会保険事務所におきましては、法律では二年をさかのぼるとなっておりますが、それを超えまして、その実態を勘案して、さかのぼって届け出があったといった取り扱いをしているところもあった、こういったことを把握しております。

こういった事情がわかりました後で、現在、こういった事態に対しましてどのような対

応をすべきか、そしてどのような内容の対応がとれるかということ、実務面からも、また全体の観点からも検討を進めているところでございまして、その作業を鋭意進めているというのが現状でございます。

以上でございます。

○中川（智）委員 今お話ありましたのは、本当にそうなんですね。認識がなかったというのは、本人にも知らされずに勝手に入れられて、それでそのまま放置されていて、本人には本当にその責任はない。転職に関しましてでも、そもそも三号というものが非常にいびつな形で推移してきているので、あそこをさわらなければ、こういう問題というのはどう手を出していってもこぼれてしまうというのがある、もともとの制度そのものを見直さなければいけないわけですが、それを待っていると、その空白期間が延びて大変な状況になるということで、お尋ねをしたわけなのです。

今、実態調査をし、それを受けて今後どのようにやれるか検討中だとおっしゃいましたが、どのような形で検討されていて、いつごろにその結果が出るのかということまで、少しお話してください。

○富岡政府参考人 御報告いたします。

ただいまは非常に典型的なと申しましょうか、代表的な届け出がなされなかったケースといったものを御説明申し上げましたが、中にはいろいろなケースがあるようでございまして、例えば、制度的にお届けいただくということになっているものについて、やはり事後的に対策を講ずる場合に、これまでの運用とのバランス、公平といった点から、どういった範囲の方については救済と申しましょうか、そういったことをすることが適当であろうかどうか、それから、そういった場合に制度的な整合性みたいなものはどのように考えたらいいかという点、そういったことをかなり実務面からも細かく検討しているというのが現状でございます。

○中川（智）委員 今の御答弁の中に、以前質問のときに、特に大手の生命保険会社が非常に悪質だということで、そして罰則規定もあるのにそれを適用していないというお返事がありました。生保会社に具体的な指導というのは、あれ以降なさいましたか。

○富岡政府参考人 昨年のお尋ねもございまして、私どもは生命保険会社数社に実態をヒアリングいたしました。

そうしたところ、生命保険会社はおおむね共通の運用をしているようでございまして、外交員と申しましょうか、外務員と申しましょうか、そういう方につきましては、それぞれの会社の支社におきまして募集をし、面接した後、二週間程度それぞれの会社で研修をされる。その後、業界団体であります生命保険協会といったところの外務員の試験を受けるということになるようでございまして、その試験に合格した翌月から雇用関係が生じて、厚生年金なり健康保険の被保険者になる。こういった取り扱いをしているというのが、私どもが調査しました生命保険会社の運用実態でございました。

それでは、そういった場合にきちんと説明するなり、また被保険者証なり年金証書を渡

しているのかといったことも聞き取りしたわけですが、基本的に各会社は、そういったものは社会保険事務所から受け取ったものを本人に渡しているし、そういった説明をするようにしております、最近ではそういうことを徹底するようにしております、そういった運用実務であるというふうにも聞いております。

ただ、私どもも、それでは本人にそういうふうな認識があるようにきちんとしているのですかといったことにつきましては、例えば給与明細書や、標準報酬の決定、そういった通知なんかにおいて、保険料分は幾らですよと、そういった明細書も御本人に渡しているということでありまして、会社の説明からは、そういった運用を近年においてはやっている、そのような説明を受けたところでございます。

以上でございます。

○中川（智）委員 続いて、ちょっと局長、当事者に経験を聞いてもらいましたか。実際、手帳を渡されなかった人がいっぱいいるわけです。会社は渡したと言いますよ、それは。だから、その本人たちに実態調査というのはなさいましたか。

○富岡政府参考人 私どもは、そういった訴えがあるということ、新聞報道、こういったものを通じて注意して見ておりまして、そういった点も承知しております。ただ、本件につきましては、御本人自身が割と、そういった方を特定と申しましょうか、余り具体的に、そういったことでなかなか実態がつかみにくいという点もありまして、私ども、御本人からのヒアリング調査といったものはいたしておりません。

○中川（智）委員 御本人が大事なんですよ、御本人が。それに、そこの声を聞いて、事実というのはやはりそこにあるわけで、いつも事業主の方にばかりお話を聞かれる。当事者の訴えがここまであって、そして社会保険事務所も対応に苦慮しているという状態が今も続いているわけです。

私の提案としましては、特例措置を設けました、九二年でしたか、二年間徹底的に公告をして、もう一度自分の年金が空白になっていないかどうか、そして心当たりのある人はということがありました。ぜひとも特例措置をもう一度やっていただく方向で、一人でも多くの方を救っていただきたい、そのように考えております。

大臣に御答弁いただけなかったのですが、一言いただいて、終わりにします。

○坂口国務大臣 いずれにいたしましても、いつも同じ答弁をしなきゃならないようなことではいけませんので、早く結論を出します。それで、その結果どういうふうにするかということ、いろいろあるというふうに思いますが、先生の御指摘も今ございましたが、そうしたことも含めて、一遍最終結論を早く出すようにいたします。

153 - 参 - 決算委員会 - 2 号

平成 13 年 11 月 28 日

○会計検査院長（金子晃君） 平成十一年度決算検査報告につきまして、その概要を御説明いたします。

（略）

次に、意見を表示し、または処置を要求した事項について御説明いたします。

平成十二年中におきまして、会計検査院法第三十四条の規定により是正改善の処置を要求いたしましたものは一件、同法第三十四条及び同法第三十六条の規定により是正改善の処置を要求し、あわせて改善の意見を表示いたしましたものは一件、また、同法第三十六条の規定により、改善の意見を表示いたしましたものは二件、改善の処置を要求いたしましたものは二件であります。

その内訳は、文部省の国立大学附属病院における患者給食業務に関するもの、学校給食施設の整備に係る補助対象面積等の算定に関するもの、厚生省の医療用の酸素に係る診療報酬の請求に関するもの、**国民年金の第三号被保険者に係る種別変更の届け出の適正化に関するもの**、農林水産省の水田麦・大豆等の生産振興を図るための技術対策の実施に関するもの、郵政省の郵便局における硬貨過超金の保管に関するものであります。

（略）

平成 13 年 12 月 11 日

○田嶋陽子君 社民党の田嶋陽子です。よろしくお願いします。

きょうは年金のことについてお伺いします。

年金は、国民年金も空洞化を言われておりまして、厚生年金も、不景気のせいもあり小さな会社がふえたこともあり、やはり空洞化が言われております。その中で、国民年金の第三号被保険者、すなわち専業主婦ですね、その人たちにかかわる種別変更の届け出についてお伺いしたいと思います。

その前に、この第三号被保険者、すなわちこの保険者の九五%以上を占める専業主婦の状況について聞いていただきたいと思います。

皆さんのところにお配りしました三枚の紙があると思いますが、そのうちの二枚目に入っておりますでしょうか、三号被保険者がどういう状況にあるかというのを表にしてあります。いわゆる専業主婦の人たちは、九十九万円未満の収入の場合は住民税も所得税も国民年金の掛金も医療保険の掛金も払っていません。これは普通、夫が払っているものと思われていますが、そうではなくて、専業主婦は国民全体でこの年金の掛金、医療保険の掛金を支えています。

百三万円未満になりますと住民税は支払いますが、所得税とそれから国民年金、医療保険の掛金は相変わらず払う必要がありません。ところが、百三十万円未満まではいいのです、百三十万円未満ですと住民税と所得税は払うようになりますが、国民年金の掛金と医療保険の掛金は相変わらず国民全体で支えております。

なぜそういうことになったかということは、皆さんも御存じのように、戦後日本の経済的復興を果たすためには動きやすい男性を主な働き手として、男は外に女は内にということで男性を中心に保険制度も何もつくり上げてきた結果がこういうことになっているわけです。

ところが、現在は女性たちの意識も高まり、均等法もできて、そして専業主婦の人たちもパートや派遣で働くようになりました。そうしますと、この百三十万円未満を超えて、百三十万以上の収入があるようになります。そしてまた、不況の折もあって、男性が失職したり、いろんな理由があって、とにかくパート労働をする人、派遣労働をする人がふえているわけです。

けさ、たまたま見つけた朝日新聞の記事に、まさに今、女性全体がどのような方向に向かっているかということをよくあらわしている投書がありました。添削指導員の三十七歳の専業主婦の人の投書ですけれども、脱扶養家族を目指してというものです。ちょっと内容を読ませていただきます。

夫に扶養されるのが当たり前と思いこんでいた二十六歳のころ、会社をやめて専業主婦になった。出産後に始めた添削の仕事が性に合っていたのか、始めて十年になる。この十年の間に、いろいろな刺激を受け、考え方も変わり、経済的自立を目指すようになった。

目標は「脱扶養家族」である。

仕事量を少しずつ増やした結果、昨年めでたく夫の所得から配偶者控除がなくなり、住民税を自分で納めるようになった。

要するに、先ほど説明した百三十万円未満のところに行ったわけですね。住民税を自分で納めるようになったら、

やっと一人前の市民になった気持ちだ。以前より堂々と、また責任を持って市政に意見を言えるようになった。

そして今年、年収が百三十万円を超え、来年から国民健康保険料と年金を自分で払えそうである。正直言って不安はある。多くの女性が夫の扶養の範囲内に年収を抑えているのに一人、意地を張って、払わなくてもいいお金を払っているようにも思える。

この人は、百三十万以上超えたときに払うお金を「払わなくてもいいお金を払っているようにも思える。」と言っています。

次、続けます。

しかし、年金も保険も税金も、だんだんと妻が働きやすい制度に変わるだろう。一日も早く、働く妻が損をしない社会に、そしてゆくゆくは、老若男女にかかわらずだれもが自分のペースで働けて、年金も税金も平等に納められる社会になればいいと思う。

というふうに、この方は国が新しいいい方向に行くことを期待していらっしゃるわけですね。

ただ、ここで、先ほども申し上げたように、払わなくてもいいお金を払っているように思えるというのが、この百三十万円を超えた場合に結局今どういうことが問題になっているかという、先ほど最初の質問で申し上げた種別変更の届け出をしないといけないんですね。

例えば、どういうことをするかというと、まず夫の会社で夫の扶養から外れるということ申請しないといけません。この段階で、夫は自分の妻が扶養から外れることで余り快く思わない人もいます。それからもう一つは、自分で役所へ行ってその手続きをしないといけません。でも、いろいろ聞いたところ、見たところ、こういうことを知っていらっしゃる方は少ないんですね。そして、その結果、百三十万円を超えても国民年金の掛金も健康保険の掛金も払わないままに過ごしていらっしゃる方が全国に大変多くいらっしゃいます。

会計検査報告、十一年度の決算を見ますと、会計検査の報告を見ますと、たまたま抽出で調査をしたんですが、二十六都道府県の百六十七社会事務所管内の六十五市町村、そこで第三号被保険者のうち二万六千二百二十四人を抽出して調査した結果、平成十年度と十一年度、その二つを調査したんですね。それを平均すると、いわゆる脱税ではありませんが未納入の保険金が一億二千七百万以上あります。それを全国平均で試算しますと年二百二十七億円になります。

すなわち、専業主婦で百三十万円を超えて働いている人、その人たちがもし年金を支払ったら、基礎年金は二百二十七億円毎年少なくともふえるということです。しかも、パー

ト、派遣の労働者たちは大変ふえているわけですね。それで、もしこの現行の年金制度を続けていくとしたなら、ぜひこの人たちにきちんと納入していただかなければいけないわけです。

それに対して、要するに百三十万円過ぎたら強制的にこの保険に、国民年金に加入しなければいけないんですが、知識不足、あるいはもっと言うてしまうと、社会保険庁の広報不足でこういうことを主婦の人たちが自覚していないということです。先ほどの人は百三十万円を超えたら市民としての自覚ができたと言っていますが、大方の専業主婦の人たちはその自覚が足りないわけですから、社会保険庁はそのことをきちんと広報で知らせるべきです。お聞きしたところ、パンフレットなどを事務所に、事業所に出しているということですが、これが徹底していないということですね。

ただ、もう一つは、これはよく言われることですが、事務所を経営している人から、就労調整をする、すなわち税金を納めないだけでなく年金も健康保険の掛金も払わないでいるような就労調整を頼まれて、その結果、非常に事務が煩瑣で困る。すなわち、二つここで問題があります。一つは事務所が非常に煩瑣な事務で困っているということと、女性でもこの意識がある人は就労調整をして税金も年金の掛金も支払わないような努力をしているということですね。それは逆から言うと、女性が金銭的な抑圧で自立できない方向に社会が向いているということですね。

そこで、もし現行制度を徹底してやるとしたならば、社会保険庁に、どのような広報活動の対策を立てていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（富岡悟君） 国民年金等の広報について御説明申し上げます。

御指摘の点につきましては、事業主を通じまして、大変重点的にはパートの方を多く雇っているような事業主の方、それから市町村を通じまして、具体的にパンフレット、そういったさまざまな素材の中で、年収が百三十万円以上になる場合には被扶養者ではなく第三号被保険者から第一号被保険者になるのでその届け出が必要だということをかなり具体的に記載しましたパンフレット等をお配りしております。それから、市町村の広報を通じましてそういったことにつきましても努力しております。

こういった中で、私どもとしては、なるだけこういった届け出をしないことによりまして年金に結びつかないといったことがなくなりますよう努力しているところでございまして、今後ともその努力を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田嶋陽子君 効果のある努力を続けていただきたいと思います。少なくとも、現在の年金制度の中でそれは大変な収入になると思います。

それから、今度は年金制度の改善について厚生労働大臣にお伺いしたいと思います。

（略）

154 - 衆 - 決算行政監視委員会第二… - 1号

平成14年04月08日

○増田会計検査院当局者 平成十年度厚生省の決算につきまして検査いたしました結果の概要を御説明いたします。

(略)

次に、意見を表示しまたは処置を要求した事項について御説明いたします。

(略)

その二は、国民年金の第三号被保険者に係る種別変更の届け出の適正化に関するものです。

国民年金の被保険者のうち、第三号被保険者の認定状況を検査したところ、年間収入が基準額以上となっているのに第一号被保険者への種別変更の届け出を行っていない事態が見受けられましたので、年間収入の要件に関する認定基準が同じである健康保険等の医療保険における医療保険者との連携を十分にとるなどして種別変更の届け出の適正化を図るよう意見を表示いたしましたものであります。

(略)

156-衆-予算委員会第五分科会-1号 平成15年02月27日

○中川（智）分科員（略）

続きまして、年金の問題で質問させていただきますが、坂口厚労大臣の前の津島大臣のときに、二年前になります。平成十二年十一月の十七日に、私は主婦の空白問題、三号被保険者の空白問題で質問したんですが、そのとき、当時の津島大臣は、実態を調べますとはっきり答弁されたんですね。ですから、いつ実態が手元に届くのか、どのような形できちり御報告いただけるのかと思って、ずっと長い間待っておりました。

そして、この質問通告をいたしましたときに、報告いたしますとって来たのが、このたった一枚のペーパーでした。実態調査とはほど遠いものでございまして、このたった一枚、国民年金第三号被保険者期間について、未届けだったために空白がある人の人数、平成十三年七月、十八万八千人、たったこれだけです。どのような原因によるものか、それがどのように対処されたのか、そのようなことは一切なくて、ただこれだけぼんと来まして、ああ、実態調査というのはこんなもので約二年費やされたのかと愕然といたしました。

そこで質問ですけれども、未届けだったために空白期間のある者、平成十三年七月現在で十八万八千人ですね。これのせめて原因別の件数を書いた、実態調査という名にふさわしい報告をいただきたいのですが、御答弁をお願いします。

○磯部政府参考人 若干、お話を伺ってございまして、やや行き違いがあったやにも思います。

と申しますのは、一昨年、十三年の四月に、先生からの御質問に私の前任の運営部長が、その当時の調査結果の概略を御報告しているというふうに認識をしておりました。

それから、ただいまの御質問についてでございますが、国民年金の三号被保険者となるべき方であって、その届け出を行っていないという方々につきましては、その届け出がないわけでございますので、その数を把握することができないために、三号被保険者期間について、未届けのために空白期間がある者全体の人数を把握することは困難でございます。

しかしながら、これまでに一度でも三号被保険者としての届け出を行った方のうち、三号被保険者期間に係る未納の期間がある方々の人数として十三年七月に調査をいたしまして、約十八万八千人という把握をしたところでございます。

しかしながら、残念ながら、このような未納期間を有する理由別の人数というのはとれません。ただ、その理由といたしまして考えられますのは、一つには、本人が短期間就労し、第二号被保険者となっていたことを認識していなかった。また、二つには、第二号被保険者である配偶者が退職し、短期間のうちに再就職したということから、改めて第三号被保険者となったときの届け出が必要と考えていなかったなどの理由によるものと考えております。

○中川（智）分科員 私は、あのときのきっかけは、生命保険会社などで、主婦、三号の方が就職して、その生命保険会社が本人に知らせもせず厚生年金に入ってしまった、自動的に三号の資格を失い、でも本人は会社から知らされてもいない。それで、会社をやめた後、もう一度三号の届け出をしなければいけなかったのに、本当に本人の過失ではない

のに、そこで全く三号たる資格も失い、厚生年金からも排除されて、将来的に無年金になる。ですから、生命保険会社に対して指導を徹底してくださいと言ったことも、具体的に報告も受けておりません。生命保険会社への指導がどうなったのか、その会社に対して具体的に注意をしたとか、そのような報告も聞いていません。

そして、十八万八千人というのは、これは二年間にさかのぼって、そして資格を復活した人の数でありまして、一説には、三号で、未納とかさまざまな理由で資格を失った人たちは百万人にも上るということがあるわけですね。それはさまざまな研究をされている方々の情報で、百万人にも上る。でも、そういう実態把握もしていない。そして、救済としては、二年間にさかのぼって、二度にわたってされました。

でも、お伺いしたいのは、今の生命保険会社の問題も一つ伺いたい。それと同時に、空白期間ができたために将来の年金支給額が減額される人がこれほどの人数にも上っているし、この埋める措置としてやったのは、たった二年間だけさかのぼって救済措置がされた。この根拠は税金のいわゆる徴収措置でしょうか、税金の措置に準じて、二年間と限定されました。

もともと三号というのはみずからは保険料を払っていない。免除という言葉が適切かどうかわかりませんが、三号被保険者は直接納入していないわけですから、三号と認定されたら、その資格を有すれば、全期間復活させても不公平にはならないと思うのですね。ですから、二年間と区切るという根拠は、これはやはりおかしいと思う。それに対して答弁を求めたいと思います。

ですから、私が主張するのは、証明されれば、何年間であっても空白に対して認めるべきだと思います。特例期間だけの救済ではなく、いつでも救済すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○磯部政府参考人 第一点目の生命保険の関係につきましては、これも私の理解では、十三年当時に、私の前任部長から先生の御質問に対してお答えしているところだと思っておりますが、我が方に残っております記録といたしましては、生命保険会社の外務員につきましては、二週間程度の研修を受けた後、外務員の試験を受け、この試験に合格した者について、その翌月から外務員として採用し、給与を払っているという実態で、そのため、その翌月から社会保険を適用するということになっているというふうに承知しております。この場合において、健康保険と厚生年金の適用が同一であるということから両方を適用しているというような実態を踏まえ、その手続がとられているのではないかというような調査結果を御報告したのではないかと承知しております。

それから、第二点目でございますが、時効の関係につきましては、一般の年金保険料、これにつきまして、年金法の規定に基づきまして二年の時効があるということから、二年間にさかのぼって対応をするという措置をとっているところでございます。

○中川(智)分科員 私はそのような答弁をいただいたことは記憶しておりますけれども、そのときに、重ねてそのような、いわゆる悪質と申しますか、手帳を本人に渡さずに、そ

してその人が三号の資格を失った、そのようなことをする生命保険会社に対してきっちりと注意喚起をして、そしてそれに対してその会社名を公表するような措置さえもとるべきだし、そのようなことが繰り返されてはならないということで、生命保険会社に対する聞き取りなどきっちりやるべしということで、答弁を不服として質問をしているはずですし、そのような答弁に対して全く、ああ、それで結構ですということは一度も言ったことはございません。生命保険会社に対する注意喚起、そして具体的にその生保会社に対する処罰なりなんなりということをするべきだということを主張してまいりました。それに対しては全くそのような対応をされていないということで、改めて、きょう、この場で言うているわけです。

そして、二年間の問題ですけれども、今私が質問いたしましたのは、特例という期間だけではなく、証明されれば、いつでもそれを申請して、そして過去にさかのぼって何年間でも認めるべきではないかということに対しての御答弁はないようですが、いかがでしょうか。

○磯部政府参考人 先生の御指摘につきましては、現行法の枠内ではなかなか難しいというのが我々の認識でございます。

○中川（智）分科員 こうなりますとお互いに平行線ですので、また追って質問させていただきたいと思っております。

先ほど、私が百万人ぐらいというふうに申し上げましたら、えっとのけぞったような印象ですが、この実態把握というのはきっちりされていますでしょうか。

○磯部政府参考人 私どもの方も、百万人というお話も伺ったものですから、ちょっと調べましたが、なかなか根拠がはっきりしないというのが現時点までの、きのうからきょうにかけての調査の結果でございます。

十八万八千人はある程度しっかりした数字だと思っておりますが、御指摘のように、その周辺に届け出をされていない方がいるということは認識しております。

○中川（智）分科員 それは将来、無年金状態になる、そして本人に非常に不都合なことが生まれる。そういう人をどう救っていくか。そのためには、調査をするというのがまず第一歩のはずです。きのうからきょうにかけての調査などといいましても、もともと何もやっていないわけですから、出るはずがないわけですね。

この主婦の三号問題、いろいろな形で、今年金の議論の中で、本人にとって非常に気の毒な状態になるということがあらかじめわかっているながら調査も全くやっていないということは、これはゆゆしき状態だと私は思いますが、調査をするお考えはおありでしょうか。

大臣、急に振ってしまって申しわけないんですが、年金問題、来年、年金の制度改革があります。いろいろな意味で、これほど不信を生んで、空洞化がのっぴきならない状況になっていて、そしてやはりきっちりとした調査をして実態を把握することが一つ一つ解決していくことになると思っておりますので、三号被保険者、全く調査もしていない状況ですし、調査するといろいろ大変なことになってくるので、大変なのかやる気がないのか、そのあ

たりを含めてですが、三号の空白問題に対して前向きに取り組むという御答弁をいただければ、今後非常に救われる方が多いと思います。大臣、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 御指摘いただきましたように、来年は年金制度全体の見直しを行わなければならないわけでございます。その中で、根幹のところの年金制度をどういう形にするのであれ、三号被保険者の問題は避けて通れない問題でございます、この問題は必ずその中に取り入れていかなければならないというふうに思っている次第でございます。全体の年金制度の中でどう位置づけるかということを見直していかなきゃいけないというふうに思っております。

したがって、過去の問題につきましても整理をしなければなりません。国民の年金に対する信頼を取り戻すという前提のもとに、どこまでできるか、これは十分検討しなければなりませんけれども、そうした過去の問題も含めて検討させていただきたいと思えます。

○中川（智）分科員 ありがとうございます。ぜひとも実態の調査、それを足がかりにして、いい形での制度改革議論が行われるように期待しております。

（略）

159-衆-厚生労働委員会-9号 平成16年04月07日

○古屋（範）委員 最大限努力をされた御答弁かというふうに思っておりますが、次に、第三号被保険者、いわゆるサラリーマンの妻の届け出の特例についてお伺いいたします。

今回の改正案の中で、第三号被保険者として届け出を忘れた人たちの救済策が図られたことは、大臣の英断のたまものであるというふうに思います。年金空白期間が生じてしまった人は少なくとも十九万人いるとも言われており、この方々は無年金になるおそれがあります。

私は、以前より、紙一枚の届け出を出すと生涯通算で千六百万から千八百万円の基礎年金を受給することができる人と、その届け出を忘れて無年金になる人との不公平は是正すべきと考えておりました。ですから、無年金者を出さないためにも、第三号被保険者としての要件を満たしていることが確認されるのであれば、いつでも過去にさかのぼって認定するとした今回の措置は大いにアピールすべきであると思います。

厚生労働省に、この特例の詳細についてわかりやすい御説明をお願いいたします。

○吉武政府参考人 第三号被保険者の方は、御自分自身で保険料負担は行っておられませんが、その配偶者も含めまして、第二号被保険者全体で負担をしていただき、そのことによりまして基礎年金の給付が支給される。

そういう意味で、第三号被保険者であるかどうかという届け出につきましては、通常の被保険者は保険料納付をしていただくのと同じような機能を持っておりますので、通常の保険料納付の消滅時効は二年でございますので、おくれて届け出がありましたときには二年まではさかのぼることができるというのが現行の仕組みでございます。

ただ、例えば、生命保険会社なんかでも幾つかの事例が生じましたけれども、御自分が生命保険会社に勤めておられて、御本人が厚生年金、健康保険の適用があるということ自体を認識されていなくて、会社側がそういう手続をとっておられた。それで、その後、実は第二号までは事業所の確定で確定をいたしますけれども、やめられた後に第三号被保険者の届け出が必要でございまして、それができなかったというような事例がございます。

それで、平成十四年の四月以降は、それまで市町村に届け出をお願いいたしておりましたものを、事業主の御協力を得まして事業主に届け出をしていただいて、それを社会保険事務所に提出していただくというふうにいたしました。これは、健康保険の被扶養者と、それから厚生年金の第三号被保険者というのは基本的に同じ状態の方でございますので、健康保険の扶養者の届け出は通常出されますので、それと同時に第三号被保険者の届け出をやろうということで、よっぽどの例外がない限り、基本的には届け出漏れが生じない体制をつくっております。こういう体制ができたことにかんがみまして、過去の届け出漏れにつきましても、第三号被保険者であったということを客観的に証明していただければ、さかのぼって保険料納付済み期間とすることにしたところでございます。

今後の問題でございますが、非常にまれな事例でございますけれども、事業主を通じて届け出がありますので基本的には漏れがないはずですが、非常に極端なことを申し上げれ

ば、その配偶者の方が事業所にきちんと届け出をされなかったというような、そういうケースも考えられないことはありませんので、そのことについて、第三号被保険者の責任に帰することができないやむを得ない事由がある場合には、今後につきましても、今申し上げましたような、さかのぼりの届け出は恒常的にすることができるという状態の改正を提案申し上げております。

159-衆-厚生労働委員会-18号 平成16年05月07日

○内山委員 (略)

次のテーマに行きますけれども、同じように、国民年金第三号被保険者の特例届け出というのは、再開を十七年の四月から実施するとありますね。障害基礎年金を受給するための保険料納付要件についても同じ扱いをして、三号未納がなかったものと考えていいんでしょうか。

○森副大臣 結論として、三号未納があったらだめでありますけれども、一応念のため申し上げますと、障害基礎年金の支給要件は初診日の前日における保険料納付状況をもとに判断する仕組みとなっており、事後的にこれらの支給要件を満たしても障害基礎年金は支給されません。これは、既に発生した障害という保険事故について事後的な保険料納付などにより給付を認めることは、制度に加入し、あらかじめ所得の喪失に備え、その後の保険事故に対してそれまでの保険料納付等の実績に基づき給付を行う社会保険方式のもとでは困難であることによるものであります。

このような考え方から、今回の年金改革法案におきましては、過去届け出漏れによって未納期間扱いとなった期間について特例的に届け出を認め、届け出に係る期間を将来に向けて保険料納付済み期間に加算することとし、これはあくまでも将来でございますね、また、今後も本人の責任によらない等やむを得ない事由があれば、将来に向けて保険料納付済み期間に加算する措置を講ずることといたしておりますが、事後的に障害基礎年金の支給要件を満たす場合について、障害基礎年金を支給することとするものではありません。

なお、この取り扱いは、平成七年度から八年度へかけて行った第三号被保険者の特例届け出の際も、同様の内容となっているものでございます。

○内山委員 実質、三号の未納というのは本来あり得ない制度なんですよ。本人の過失がなくて、例えば、パートタイマー、生命保険の外務員に友人から誘われて名前を貸しました。そして、本人が資格を取得したこともわからない、給与ももらわない、健康保険証ももらわない、そういった形でたんサラリーマンの妻の三号から外れて、そして一、二カ月してその生命保険、外務員の会社をやめた、そして再度三号の届け出をしなかったために、こういう未納者というのは非常に多いわけですね。

実質、特例届けに該当する人たちが大体十四万人いる、こう言われておるわけでありましてけれども、この中に、障害年金が三号未納のためにももらえない人というのかなり含まれているんじゃないですか、納付要件が足りずにということで。そういった人たちの新たな無年金障害者というのが発生になりませんか。これは後ほど泉委員が無年金障害者の件で質問をしたいと思いますけれども、新たな三号の未納によって無年金障害者が発生する、こういうケースがあるんじゃないんですか。

○坂口国務大臣 御指摘のように、理屈の上ではなり得ると私も思うんですね。今回、そうした未納者の問題がありまして、今お話がございましたように、十四万とか十八万とかいろいろの試算がございまして、多くの皆さん方がおみえになるということで、今その皆

さん方をとにかく救済をする道をつくろうというので、今回導入したわけでございます。

しかし、その間に障害者になった人がいないかと言われれば、それはあり得ることでございますから、それは、現実問題としてあるかどうかは別にいたしまして、可能性としてはあり得ると私も思います。

○内山委員 この辺もぜひ修正をして、三号未納の障害者の発生がないようにするべきだと私は思います。今後の大きな課題としてお考えをいただきたいと思います。

(略)

159-参-厚生労働委員会-17号 平成16年05月18日

○武見敬三君 持続可能で安心ができる年金制度というものを作らなければならない、これは正に国民の最大の声ではないかというふうに受け止めております。今回、この年金制度改革の法案というものが参議院で審議始まるわけでありますが、この審議に先立ちまして、こうした公的年金に対する様々な不信感というようなものが今惹起されてきておりまして、この原因ともなっていておられますのが閣僚、国会議員など国民年金の未加入あるいは非加入、そして未納問題、こういったようなものであるわけでありまして。

この問題については、実は内容をきちんと整理することなく、ただ単に強制加入以前の問題、以後の問題がごっちゃになって、そして、それがただ単に未納であるか否かというような観点だけで議論がされてしまい、さらに、その問題を背景として、非常に重要な役職にある方々あるいは新たに代表に選出されようかとされるような方々までもが辞職をされている。正に未納ドミノ辞職的な状況が今できてしまっている。しかし、国民はそろそろこういう状況にこれはちょっとおかしいんじゃないかということをお気付きになられてきているように思います。したがって、この問題についてもうこの際きちんと整理をしておいて、しっかりとした年金制度本体の議論ができるようにしなければ私はないかと思っております。

そして、昭和三十六年四月、拠出制の国民年金が発足いたしまして、国民皆年金の体制が整いました。それまで被用者年金制度から取り残されておりました農林漁業従事者、自営業者など、あまねく年金の利益を及ぼしていくということでは、これは画期的なものでありました。ただ、国民皆年金といっても、実際にすべての国民を対象に必ず加入していただき、保険料をきちんと納めていただくといったような制度の運用がされていたわけでは必ずしも当時なかった、そういうことがおおよそ認識されるんです。そして、昨今の風潮では、とかく未加入や未納の期間が少しでもあれば、どんな昔のことであっても問題であるかのような言い方がされてきておりますけれども、本当にそうなんでしょうか。そんな単純な問題ではないように思います。行政の側としても、未加入や未納の人が手続をしていないのは悪だと言えるほど制度や手続について周知徹底したり、一人一人に対してその都度適宜手続をするよう通知をするといったようなことは当時は行われていなかったんじゃないかと思っておりますよ、私は。

そこで、厚生労働大臣にお聞きしますが、現行の基礎年金制度、昭和六十一年四月から実施されているわけでありまして、それより前の昭和三十六年四月から昭和六十一年の三月まで、国民年金の加入の手続や保険料の納付というのはどういう取扱い方をされていたのか、当時の状況を少し詳しく御説明願いたいと思っております。

○国務大臣（坂口力君） おはようございます。

昭和三十六年四月に拠出制の国民年金制度が発足をいたしまして、国民皆保険制度がこのときに整ったわけですが、それまで、今お話ございましたように、厚生年金でありますとか共済年金に入っておみえになった方はよかったわけですが、自営業

者の方でございますとか農林漁業者といったような皆さん方が年金にお入りになっていないことが多かった。この皆さん方に保障をすることになったわけでございます。

それまで年金制度の枠外にあった人に対しまして年金の保障の機会を与えるということでは大きな前進であったというふうに思っておりますが、年金に加入できる対象者全員に加入していただいて保険料を納めていただくといったところまでは行われていませんでした。例えば、厚生年金に二十年加入いたしますと老齢年金を受給できるということにその当時なっておりましたので、そういった人は四十歳前に退職をしましても国民年金に加入する義務がありませんでしたし、学生でありますとかサラリーマンの妻など、国民年金に加入する義務のない方が数多くいたこともまた事実であります。お一人お一人に通知をして加入の届出を促すといったようなところまでは実際的にはなかったわけで、国民年金では保険料を納めていない人は年金が受け取れないという仕組みでありまして、まずは自主的に届け出、自主的な保険料納付による制度を運営していくというのが当時の業務運営の実態であったというふうに言わなければなりません。

大体、申し上げて、そういうことでございます。

159 - 参 - 決算委員会 - 13 号

平成 16 年 05 月 19 日

○川橋幸子君 (略)

決算委員会は、絶えず絶えず会計検査院の機能強化を提言し、会計検査院の応援団のつもりでございました。もちろん人員も増えたと思いますし、それから、今回、会計検査院が指摘されました四百億という金額、無駄な税金の使い方、意欲を持って取り組まれた結果だとそれは評価するのでございますけれども、やっぱり北海道警察の不正経理などの問題がなぜ見抜けなかったんだらうかということが一つ。それとちょっと関連、関連していかないかもしれませんけれども、今、国民年金の未納問題というものが大きくなっておりませんが、厚生年金等々に対する検査院の検査は行っていたとは思いますが、国民年金については、これは本当にちょっとブラックボックスだったのではないかと思います。

これは国会議員自身が反省しなければならないことではございますけれども、今後の検査院のお取組の決意も含めまして、こうした問題についてやっぱり会計検査院としても責任がおりなのではないかと思っておりますので、院長の見解を伺いたしたいと思います。

○会計検査院長 (森下伸昭君) ただいま、参議院の決算委員会を始め、会計検査に対する強い御期待をいただきました。我々は、従来から、そのような国会からのいろんな御議論、それらを踏まえて検査に取り組んできたところでございます。

(略)

それからもう一つの、国民年金の保険料の問題でございますけれども、会計検査院といたしましても、従来から、国民年金の保険料の収納率、検認率が余り高くないということは強い関心を持っておりまして、国民年金の保険料についての検査結果を申し上げますと、国民年金の未納保険料の収納の促進について処置を要求したというのが平成四年にございます。それから、平成十二年には、国民年金の第三号被保険者に係る種別の変更の届けについて、これは改善をしてもらわないといけないという意見を表示したりしておりまして、国民年金についても従来から関心を持っているところでございますけれども、今般のいろんな課題が国民年金制度にはあるということから、更に鋭い問題意識を持って検査に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくまた御指導をいただければと思います。

○川橋幸子君 ありがとうございます。

ほかにも用意した質問、本当におわびしながら、また今後の御努力、検査院の御努力も含めましてお願い申し上げます、終わりたいと思っております。ありがとうございます。

159-衆-総務委員会-18号 平成16年05月20日

○麻生国務大臣 (略)

ただ、先ほどどなたかの御質問にもありましたように、この問題に関しましては、一元化の問題を含めて、三号被保険者を含め、いろいろあります。三号被保険者のだんながかわるたびに切りかえていかないかぬということになろうと思いますが、離婚の翌日に仮に届けに行ったとして、翌日の夕方行きます、大抵、普通の人は翌日回しということになろうと思います。一日おくれることにはなりますが、それでもこの制度では一カ月未納という制度になっておりますから、一日も一カ月も同じ扱いということになると、昔はよかったのかもしれませんが、今はこの種の話になると、一日が一カ月扱いになるのはちょっとどうかと、いろいろな細かいことが幾つもあると思います。

(略)

159-参-厚生労働委員会-20号 平成16年05月27日

○伊達忠一君 (略)

時間が参りましたので、最後の質問にさせていただきたいと、こう思うんですが、これまで言われているように、転職だとか転業した場合に、年金制度が変わった場合の届出というものがうっかりしやすい制度になっているわけでございまして、これについてはいろんな議論されているわけでございますが、やはりそういうふうに、何と申しますか、変わった場合に、厚生年金から国民年金に変わったというような場合に、仮に、ある程度社会保険庁の方で分かるわけですから、親切に逆にどうしたんですかというようなことをむしろ催促してあげるという、通知を出してあげるというようなこと、私は必要だろうと、こう思うんです。そんなことから今、与党間でもそういう対応というものを今検討して、改善策を検討しているわけでございますが、今までも社会保険庁として全くやってないということじゃないんだろけれども、より未然に防ぐためには今後行政としてどうしたらいいかというようなことも含めた中で今後の取組について大臣に最後にお聞きして、私の質問を終わりたいと、こう思っております。

○国務大臣(坂口力君) 企業や役所にお勤めの皆さん方がそこをお辞めになりました場合、そして自営業その他にお就きになりました場合に、過去におきましてはそれは御自身で届出をしてもらうということになっていたわけでございます。したがって、いわゆる届出忘れというのがかなり存在したことは事実でございますし、また、一時、例えば、よく言われますように、生命保険などにお勤めになりました女性の皆さん方が、御本人はそんなに気付いていなかったんだけれども、その時期厚生年金に入っていたと、そしてそれを数か月で辞めたその後で、本当は届出をしなければならなかったんだけれども、届出をしてないがゆえにいわゆる三号被保険者にすらなっていないと、こういうケースが存在したりと、大変そうした意味があったわけでございますが、平成九年にいわゆる基礎年金番号というのが導入されまして、これは平成十年からでございますけれども、企業やそれから役所をお辞めになりましたときには、その皆さん方に対しまして御通知を申し上げるということをいたしております。一遍駄目なときには半年後にもう一度御通知を申し上げる、二回今御通知を申し上げております。しかし、二回御通知を申し上げて何らかの返事がないというようなときにはもうそのままになっているわけでございますので、そのお辞めになった方が、例えば女性で三号被保険者になれるのであればそれはもう別途今お入りいただく必要はないわけでございますけれども、そうでない方はお入りをいただかなきゃならないわけでございますいたしますので、二遍、二回で終わりということではなくて、それでこの状況が分からないときには、その後もう少し丁寧にそこは対応をするというシステムが必要ではないかということは今言っているわけでございまして、是非、その辺のところを今検討をさせていただいているところでございます。

皆年金制度でございますから、そうした制度を確立をして、是非、忘れていたというようなこと、あるいはまた、職場が変わったがゆえにそこで途切れるということのないよう

なシステムというものを確立をしていかなければならないというふうに思っている次第でございます。

(略)

○南野知恵子君 (略)

次に、年金と女性という観点からの続きでございますが、まず第三号被保険者としての届出がなされなかった結果として、老後に受け取る年金額が少なくなるなどの問題点がございまして。このような問題は主にどのようなケースについて生じており、現在どの程度の方がおられるのか、分かる範囲で簡単に御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(薄井康紀君) 第三号被保険者につきまして、未届け、したがって保険料納付済期間に算入されない期間が生ずる理由といたしまして、いろんなケースが考えられるわけでございますけれども、そもそも、第三号被保険者につきまして届出が必要なこと、このことが認識されておらず届出が行われていないというケースが一つのタイプとしてあろうかと思っております。

それから、これは生命保険会社などに短期間就労されたケースなどで生じたことでございますが、御本人が短期間就労して厚生年金の適用、第二号被保険者になったと。そのことについての認識がないまま、再びそれを辞めまして第三号被保険者になって、その段階で届出が要るわけですけれども、その届出が行われていなかったケースがございまして。

それから、これは今度、配偶者の方の状況でございますけれども、第二号被保険者でございまして配偶者の方が退職をされまして、しばらくして、若干間が空いて再就職をするというケースがあるわけでございますけれども、その期間が非常に短かったために、改めて第三号被保険者としての届出をする必要がないといいたまいますか、必要があるのかかわらずそれが行われていないと、こういったケースなどが考えられるわけでございます。

そもそも、第三号被保険者としての届出を、一切されていない方はなかなかこれはつかまえていくわけでございますけれども、これまで第三号被保険者としての届出をされました方のうちで第三号被保険者につきましての未納期間、未届け期間と、こういったものがある方の人数、これ平成十三年の七月時点で調べてございましてけれども、約十八万八千人というふうに推計をいたしております。

○南野知恵子君 確かに全体数を把握するのは難しいんですが、十八万八千人と、これはやはり大きな数であろうかというふうに思っております。

第三号被保険者の届出につきましては、それまでの手続面においてどのような改善策を講じてこられたのか、これも簡単にちょっとお示しくださいませ。

○政府参考人(薄井康紀君) 先ほど申し上げましたように、御本人が届出をしていただく必要があるわけでございますが、平成十四年の三月までは市町村の窓口の方に届出をしていただくということになっておりました。

で、平成十年度からは、基礎年金番号を活用いたしまして、第二号被保険者、会社を例えば退職されたケースなどで第一号被保険者になられるケース、あるいは第三号被保険者

になられるケース、両方あるわけでございますけれども、どちらの届出も出てこない方に
つきましては、届出用紙を同封いたしました通知を送付して届出を促してきたところで
ございます。

そしてさらに、平成十四年の四月からでございますけれども、この第三号被保険者の届
出、従来市町村経由であったわけでございますが、これを事業所経由に改めると、配偶者
の方の勤め先の事業所経由で届出をしていただくということでございまして、健康保険の
被扶養者の届出を提出される際に同時に第三号被保険者の届出もしていただくと、こうい
うことによりまして、これによりまして届出漏れというのは極力防止できる形になったと
考えているところでございます。

○南野知恵子君 ただいまの答弁をお伺いしますと、基本的には新たに発生していく性格
のものではなく、これまでの過去の未届けであったというようなところで、これに対する
救済措置を取ることができるという課題であろうかと思っておりますので、助かる人も大
分増えてくるのかなというふうには思います。

次は、第三号被保険者の届出がなされていない方々に今後どのような特別措置を講ずる
のか、その内容と実施時期について簡単にお触れいただきたいと思えます。

○政府参考人（吉武民樹君） 今お話ございましたように、平成十四年四月以降、第三号
被保険者の届出は、従来市町村を経由して行っておりましたものを、事業所を経由して健
康保険の被扶養者届出と一体として届け出るということでございますので、基本的には漏
れがない状態が実現できるだろうということがあります。

こういうことが実現をいたしましたので、これまで届出漏れによりまして未納期間扱い
となった期間につきましては特例的に届出を認めることにいたしまして、その未納期間に
ついて保険料納付済期間とするという、年金給付がその期間出るという形の改正を今回の
法案に盛り込んでございます。

それから、非常にまれなケースでございますが、今後、事業所を経由して、通常ですと
健康保険の被保険者証が必要でございますので届出漏れが起きることはまずないだろうと
いうふうに思いますが、しかし、例えば家庭の中で非常に、人間関係が非常にうまくいか
なくて言わば故意に第二号被保険者の方がその手続をされないというようなことも考えら
れますので、今後は、二年以上遅れて第三号被保険者の届出をされた場合に、御本人の責
によらないやむを得ない事由がある場合には二年以前の期間についても保険料納付済期間
に算入するという、こういう内容を今回の法案の中に盛り込ませていただいております。
これは平成十七年四月から施行するというにいたしております。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

今の御答弁聞くと、家庭内の人間関係にまで配慮した、優しいというか、そのような法
律の改正というふうに思っておりますので、一日も早い実現、それを願っているところで
ございますので、よろしく願いいたします。年金制度改正に向けて頑張っていたきたい
というふうに思っているところでございます。

(略)

159-参-厚生労働委員会-21号 平成16年06月01日

○遠山清彦君 (略)

ここで、これも基本的な質問ですけれども、どうしてこの国民年金法では被保険者の届出が、いわゆる被保険者、つまり国民の側が積極的に届出を自分でチェックしないと未納とか未加入がすぐ発生してしまうような法律構成になっているのか、ちょっと教えていただけます。

○政府参考人(吉武民樹君) 第二号被保険者、いわゆる被用者の方、それから第三号被保険者、これは第三号の被保険者の方については届出を市町村から事業所を通じて社会保険庁という形で変更いたしたわけですが、この方々につきましては、基本的にはその事業所と、それからその被保険者の方の間の使用関係といいますか、これをベースに適用になってくるということだろうと思います。

そういう意味で、もちろん国が保険者ではありますが、現実にその事業所の状況をよく分かっていただいている事業主に協力をしていただいて届出をするということだろうと思います。

それから、第一号被保険者の方の場合でございますが、これは典型的に申し上げれば、御自分で事業をやっている方、自営業の方が一番想定されるわけですが、その方々につきましては、例えばそれまでサラリーマンとして勤めておられた方が自分で事業を起こすということについては御自分が一番認識をされますので、そういう意味で、被保険者御本人から届出をしていただくという仕組みを取っているということだろうと思います。

ただ、先生おっしゃいますように、そうはいいますものの、例えば基礎年金番号ということで、ある程度そういう今申し上げたような被保険者間の移動の状態が行政側でも相当、その方の正に個別性ですね、個別性の特定をして可能な形になってきているわけですが、例えば田中次郎さんとおっしゃるような方が、そういう名前の方は実はある年のある生年月日であっても何十人とおられるという形で、その問題を基礎年金番号によって個人の方を特定することによって、今申し上げましたような移動の状態がだんだん正確に把握ができるような状態になってきておりますので、そういう意味で、行政側でこれはむしろ取り組んで、個人個人に通知を申し上げるということも加味しているというのが今の状態だろうというふうに思います。

164 - 衆 - 決算行政監視委員会第三… - 1 号

平成 18 年 06 月 05 日

○千坂会計検査院当局者 平成十六年度厚生労働省の決算につきまして検査いたしました結果の概要を御説明いたします。

(略)

なお、以上のほか、平成十一年度決算検査報告に掲記いたしましたように、国民年金の第三号被保険者に係る種別変更の届け出の適正化について意見を表示いたしましたが、これに対する厚生労働省の処置状況についても掲記いたしました。

以上をもって概要の説明を終わります。

○川崎国务大臣 平成十六年度の決算検査報告において掲記されております事項につきましては、会計検査院の御指摘のとおりでありまして、まことに遺憾であります。

指摘を受けました事項につきましては、直ちに是正措置を講じましたが、今後なお一層厳正な態度をもって事務の執行の適正を期する所存であります。

166-衆-厚生労働委員会-18号 平成19年05月09日

○青柳政府参考人 記録管理につきましての経緯についてのお尋ねでございます。

年金制度の加入者の記録は、今委員からも御指摘ございましたように、それぞれの制度発足以来、例えば国民年金、厚生年金保険あるいは船員保険、それから共済組合、それぞれの制度は保険者ごとに管理をされてまいりました。

このため、平成九年に基礎年金番号を導入する前におきましては、一つは、制度を通じた記録の把握が困難である、したがって、例えば職業を変更したことによって加入する年金制度が変遷をする、そういったものが複数ある場合等には、年金相談や年金裁定時における記録確認に非常に手間や時間がかかるといった問題が生じておった。

二つ目には、制度加入等の際に、加入者に届け出をしていただくことになっておるわけでございますが、届け出等がなければ保険者側で情報の把握が困難である、特に国民年金の一号被保険者及び三号被保険者についての届け出漏れが生じかねないという事態であったという問題が生じておりました。

こういった問題を解消し、年金事業運営の一層の適正化、効率化、それから被保険者、年金受給権者に対する一層のサービスの向上を図るという観点から、平成九年一月から各年金制度共通の基礎年金番号を導入し、これによりまして制度を通じた記録の把握が可能となったという経緯がございました。

168-衆-厚生労働委員会-9号 平成19年11月28日

○内山委員 (略)

次に、第一条の四項で、国民年金法の規定を適用するときは、第二号被保険者として保険料納付済み期間に算入すると書いてあります。同時期に第二号被保険者に扶養されている妻がいた場合に、その人は国民年金の第三号被保険者として救済の対象となるのかということをお尋ねしたいと思います。

○大村議員 今回の特例により記録訂正されます厚生年金の被保険者期間は、社会保険庁の記録にそもそも存在しなかったものであるということから、委員御指摘の第三号被保険者、配偶者につきましては第三号被保険者としての届け出ができなかったというふうに考えられるわけでございます。

したがって、今回の特例法案によりまして、この厚生年金の被保険者期間の記録訂正が行われた場合には、配偶者の第三号被保険者につきましても、これは、その根っこ、根っこというような言葉が適切かどうかわかりませんが、そこの御主人の方が対象になる、記録が訂正されるわけでございますから、あわせて第三号被保険者につきましても、現行法の枠組みで記録訂正になるということに考えております。

○内山委員 そういう形で本当にいいんですね。

○大村議員 これは委員御指摘のように、そのもとの部分が記録訂正されるわけですから、第三号被保険者も現行法でこれは訂正をされる。

ただ、やはりそのときの手続も、実務上、御本人からそのことは届け出をしていただくということが必要なというふうに思っておりますが、現行法で記録が訂正されるということになるというふうに考えております。

171-衆-厚生労働委員会-10号 平成21年04月15日

○長妻委員　そしてもう一つ。これは数年前からの懸案なのですが、社会保険庁の元職員の奥様が国民年金を納めるのを失念して、普通の人だったら国民年金の保険料を納付するのは二年をさかのぼっては納付できない、これは時効がかかりますので、ところが、強い抗議をすると、元社会保険庁の職員の奥さんだということなのか、普通の人であれば二年をさかのぼって保険料を納められないのに、納めてしまったという。これはどんな例か教えていただけますか。

○舛添国務大臣　この御指摘の件は、平成十七年三月ごろ、当時六十八歳の大阪社会保険事務局の職員から、その配偶者の年金記録について、当該組合員が六十五歳になった時点で国民年金第三号被保険者から国民年金第一号被保険者へと種別変更の届け出がされていないこと、さらに、平成十三年秋ごろに当該組合員が、配偶者の年金加入期間について、住所地を管轄する奈良社会保険事務所へ年金相談に来訪した際もその説明がなかった等適切な教示がなかったことに対して、苦情の申し立てを大阪社会保険事務局及び奈良社会保険事務所に対して行い、時効完成分の、つまりこれは平成十三年七月から十五年一月ですが、その時効完成分の国民年金保険料の納付を認めた、そういう事案であります。

○長妻委員　これは法律に違反しているのでしょうか。

○舛添国務大臣　これはちゃんと時効の定めがあるわけですから、ルール違反をしているということになります。

○長妻委員　その案件で、ちょうどこの委員会で私が、平成十八年の六月十六日、もう三年近く前ですけども、何らかの処分を出してくれというふうに申し上げましたら、村瀬社保庁長官が、「当然、処分は出るというふうにお約束します。」と言われているんですが、処分はもう出ましたか。

○舛添国務大臣　今報告を受けましたが、結論的に言うと、まだ調査中だということで、処分者もまだ決まっておられません。

○長妻委員　無年金の方というのは、こういうことをやりたいんですよ。つまり、無年金の方は、納付期間がもう一年足りない、二年足りないで涙をのんでいる人がいっぱいいるんですね。時効があるから二年より前はさかのぼって納められない、こういうことで、泣く泣く無年金に、一生もらえない。ところが、社会保険庁の奥様は強く抗議したらその二年より前まで納められると。こういう人たちは、もし足りない場合でも、抗議すれば無年金にならないですよ。

何で一般の人は無年金でほっておかれて特権の人は、そして、おとがめもない。これは三年近くも、「処分は出るというふうにお約束します。」と三年前に言われているのに、この案件一件をまだ調査しているんですか。これは私も漏れ聞きましたよ、中ですごくサボタージュしているんだと。これは、これ一件だけじゃなくて、これ一件が処分されるといろいろな事案が出てくるんじゃないかという恐怖。ですから、このサボタージュを破ってください。

○舛添国務大臣 私も、この案件、報告が上がってきたのをそのままお答えしているので、少し、どういう実態になっているかつまびらかにしたいというふうに思っておりますし、まず、その大阪の案件、きちんと調査が終わっているのか、終わっているとすれば、こういうことは絶対あっちゃいけないことですから、委員おっしゃるとおりなので、自分のところの関係者だけを優遇するなんてそれはルール違反ですから、それはあっちゃなりません。

まず大阪案件を調べて、それから、たしかあ那时候、私はそのとき大臣じゃありませんけれども、長妻さんの質問のときに、全国でこういうのはどうあるかというような調査をやっているということなので、これも並行してやっていると思いますので、これは後刻また、わかり次第御報告させていただきます。

○長妻委員 それで、驚くのは、同じ平成十八年六月十六日の厚生労働委員会で、私が、全国調査をしてくださいと、職員の親族とかがこういうルール違反をして納めてしまう、あるいは不適切な、不正な納入等々が、処理があるんじゃないかということで。村瀬長官は、「しっかり調査をさせていただきます。」ということで、全国調査に着手されたんですね。

それがこの九ページでございますけれども、この質問の六カ月後にこういう通知が三枚、この後ろにも資料がついていますけれども、全国の社会保険事務局に通知が出た。この十ページでございますけれども、この調査資料の提出期限、調査をして所定の事項を書き込んで送り返してもらう期限が、三つの書類を要請しているんですが、平成十九年の三月二日が締め切りということになっていまして、これはもう二年前が締め切りなんですが、結局、不正な処理というのは、この一件以外、この調査で何件わかったんですか。

○舛添国務大臣 今の件ですけれども、これは社会保険オンラインシステムの処理履歴によって、納付期限から二年を超えて納付された処理件数を抽出しましたところ、今のところ四万四千件、こういう数字が出ております。

それで、一件一件関係書類に当たったり、どういう事情で二年を超えているのかということさらに今調査をしているというところでございますので、一つ一つケース・バイ・ケースでやっていっているんで、全容解明までには若干時間がかかりますけれども、先ほど申し上げましたように、今四万四千件まで絞り込めたということでございます。

○長妻委員 四万四千件といたら、かなり大きい数字ですよ。

先ほどの質問にもありましたけれども、調査というのはいつも社保庁は遅いんですが、特に年をまたがるほどの調査の遅さというのは、職員の処分に関連するような調査というのはすごく遅くなるんですよ。さっきの改ざんの関与の調査もしかり。たった一人。そして、これは二年ですよ、二年。調査の締め切りが平成十九年の三月二日の締め切りで、今も、四・四万件まで絞り込めたけれども、その中で奥さんとか親族に不適切にやっちゃったというのが何件あるのかというのはまだわからないということですよ。調査をしていると。

二年間ずっとこれをやっているわけですか。何件から何件に絞られているんですか。

○舛添国務大臣 今まだ調査中ということなので、わかり次第明らかにします。第一次調査で四万四千件。今、第二次的にどこまで今おっしゃったようなことが絞り込めるか、そういうことをやっているというふうに報告を受けております。

○長妻委員 職員の処分につながる調査は出ないというのが私の社保庁とつき合った体験ですけれども、こういう不均衡なことがあってはならないので、ぜひ見ていただきたい。

これと見合いで、入金も本当にきちっとされているのかという疑問もあるんですね。つまり、保険料を払った、ただオンライン画面上払ったことにすれば払ったことになっちゃう。ただ、当然、日銀の振り込み済み書というのと突き合わせをしようと思うんですが、この突き合わせの差ですね。

つまり、実際の現実の入金額とオンライン上の入金額が食い違う、これはどのくらいあるのか、御存じなのか、あるいは調査をされるのか。どうでしょう。

○舛添国務大臣 突然の御質問ですから、そういう問題があれば、それは検討せぬといかぬと思いますけれども、これは、ちょっと今突然おっしゃられたので、少し考えさせていただきますと思います。

171-衆-厚生労働委員会-11号 平成21年04月17日

○内山委員 ぜひそこは、大臣、無年金者で数カ月で受給資格が発生する方もいらっしゃるかもしれない。もうはるかに数十年、二十年近く足りない方もいるかもしれませんがけれども、この実態をやはりつかんでいただきたいんですよ。

なぜかといいますと、特例納付というのを過去三回行っていきます。私は、この無年金者を救済するためにも平成の特例納付を行うべきではなかろうかと。二年という、さかのぼって納める時効の壁がありますけれども、それを超えられない壁がありますけれども、それを一たん超えて受給資格が発生するまで、また、七十歳で任意加入ができませんので、その年齢と二年の壁を越えて、特例納付をさせて受給資格を満たせる、無年金者を救済する、こういう方法はいかがかなと思っています。与党の方の補正予算で十五兆円もの大盤振る舞いをするのであれば、こういったところになぜ使えないのかと非常に疑問を感じていますけれども、大臣、所感で結構ですけれども、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 委員の趣旨はよくわかります。ただ、そのときに、長期的な期待として、いずれまた特例納付があるんだから、まあ今はちょっと払わないでおこうかというような不届き者というか、こういうものを起こさせないような担保をどうするかが一番大切だろうというふうに思います。

それから、特例期間、空期間、こういうものについて御存じない方が過去についてもたくさんおられるので、ちょっとこれは近々に周知徹底、PR、これをやって、とにかく少しでも疑いがある方は社保の事務所に来てください、一緒に調べてみましょうと。

あれはやはり一人一人の経歴だから、なかなかコンピューター上に出できません。どなたと結婚して、どなたの奥さんでしたんですかなど、プライバシーにもかかわりがありますので。ただ、ぜひ、そういうキャンペーンというか、皆さんにまずお知らせして、そして、少しでも可能性があると思われたときはいらしてください、これをまずやろうかと思っています。

それで、今のことは、趣旨はよくわかります。ただ、私が申し上げたことをどうクリアするか、これはまたいつか時間を見て議論して、そういうことがクリアできれば、考え得ることだと思います。

○内山委員 予算措置でできるわけでありますから、三号の特例届け出なんというのも予算措置でやれやれということで、予算措置がネックでやれなかったわけで、それもできるようになったので、そこでかなり救済もされているわけでありますので、ぜひともこういった政策を検討していただきたい、こう思うわけであります。

(略)

171-参-厚生労働委員会-15号 平成21年06月11日

○大島九州男君 二千三百件というその部分、今調査しているというんですが、僕がいろいろ思うのは、先ほどいろんな改ざんの手口がありましたけれども、窓口でお金をいただいて、領収書を発行せずにそのお金がどこかへ消えていたとかいうようなことがあったわけですね。そして、保険料を事前にずっと中小企業の社長が払っていたと。五十万の保険料をずっともらっていて、そしてそれを十万円に改ざんして、何年かにさかのぼってちゃんと未納部分を払ったような形で改ざんをしていた。

そういう改ざんが簡単にできるわけですから、当然自分の妻の保険料、まあ二年が五年か十年か知りませんが、そういうものを改ざんするような方は、正直、保険料を納めずしてその記録を埋めるということも当然簡単にできたのであるということは推察できるわけですが、そういう二千三百件のいろんな部分、それでいうと非常に難しいと思うので、一つに絞って質問をすれば、この元大阪社会保険事務局職員の妻の未納保険料三年九か月分を奈良社保事務局が受け入れたことが発覚したこの新聞記事によるこの人の場合、ちゃんとその保険料は納付をされていたかどうかという事実は確認していますか。

○政府参考人（薄井康紀君） この事案につきましては、ずっと第三号被保険者、被扶養配偶者ということで来られた方でございまして、そういう形でございます。実は、時効をさかのぼって払われた保険料につきましては、後ほどお返しをいたしております。

○大島九州男君 何か非常にそれはあれですね、払わなくていいやつを払っていたということですか。

○政府参考人（薄井康紀君） 実は、この方、当時の制度でいきますと、六十八で退職をされた方なんですけれども、これ、定年延長というか医療職という特別な分野の職員の方でございましたので、六十八で退職をされております。それまで共済組合の組合員であったわけですが、当時の制度でいきますと、その方が六十五歳になったときにその方は共済組合員としての二号被保険者の資格を失うということになっておりました。したがって、その奥様も三号被保険者の資格を失うということでございます。ですから、六十五歳までは第三号被保険者として、第三号被保険者として保険料納付済期間にずっとカウントされてきた。

六十八でその方が退職されようとしたときに、よくよく確認をしてみたら、三年前、六十五歳になったときに御本人は二号ではなくなった、奥様も三号ではなくなったということで、その間、まだ奥様は六十歳に達しておられなかったので、その間の保険料が未納になっておった部分があったので、それについてきちっと教えてもらっていなかったんじゃないかというふうなお話をされて、それで保険料の納付ということを、そのときあったということなんです。

ただ、後ほど、そういうふうな取扱いというのはやはり、どういうんでしょうか、行政側の瑕疵を安易に認めたといえましょうか、そういうことでございましたので、その処理を取り消したと、こういうことでございます。

○大島九州男君 非常に複雑なんです、要は、本当にこの改ざんをした社会保険庁職員が今のようなことを理解してなくて、それでこういう今おっしゃったような手続をしたということであるなら、それだけ複雑な、職員も分からないような、そしてそれがまた改ざんされていたことを今のように明確に調べて答えられるということは、ほかの案件だってちゃんともう分かっているやついっぱいあるんじゃないですか。どうです、それ。

○政府参考人（薄井康紀君） 今、具体的な事案についてのお尋ねがございました。

本件につきましては、確かに社会保険庁の職員であったわけですが、年金というふうな仕事を担当しておる職員がその御本人であったわけではなくて、その方はずっと医療の関係をされてこられた医療職の方でございます。

したがって、むしろその方に対して、例えばこれ事業主サイドということでございますけれども、共済組合の方から、あなたは二号でなくなったと、したがって奥さんも三号でなくなったという、これ教示をする義務まであるかどうか分かりませんが、そこをきちっと教えてもらっていなかったというお申立て、それから奈良にお住まいでございましたけれども、奈良の事務所の方に行ったときに、あなたは奥さんが今度、三号でなくなって第一号被保険者になるんだということを教えてもらってなかったというお話があったものですから、それを受けて、大阪の事務局から奈良の事務局の方に、こういう話であればこれは行政の瑕疵ではないかと、こういうふうなことを問いかけて、それを受けて奈良の方でそういう処理がされたと、こういう事案でございます。

ですから、本件につきましてはそういうふうな事実関係の調べが届いて処理をしたと、こういうことでございます。

171-衆-厚生労働委員会-19号 平成21年07月08日

○内山委員 ですから、三万もあれば六万もある、これはやはり大臣もお認めいただかないといけないと思いますね。

それでは、次に質問をいたしますけれども、受給資格期間を満たす者であって、そのことを知らなかった者が三十二人、そのうち四人は過去に年金相談をしたら受給資格を満たさないと言われたと。相談された場所は特定されていますでしょうか、お尋ねします。

○石井政府参考人 お答えします。

特定をしております。中身的には、そのうちの一件はある市の市役所が対応した。それから、残り三件が社会保険事務所の方でございまして、その三件のうち一件は電話による御相談だった、二件は直接お越しになっての面談による相談、こういうふうに承知しております。

○内山委員 随分詳細に把握をされているんですね。驚きました。

今のことは資料の九番の下の方に書いてございます。過去に年金相談をしたら受給資格がないと言われて、もらうことができなかった。大臣、これは重要だと思うんですよ。国民の年金に対する知識というのはほとんどないわけですから、国の窓口、市町村にしろ社会保険事務所にしろ、そこに行かれて、あなたは年金もらえませんか、こういう実態が、ここに今、三十二人中四人いたということでありまして、これは何とか助けてやらなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、国に責任ということで、大臣、どうでしょうか。

○舛添国務大臣 これは、おっしゃるとおり、私も実はこういうケースは腹が立ってしようがないのは、ある窓口に行って、非常に親切に、例えば空期間、普通の人は空期間なんて知らないですよ、それを教えてもらって、ああ、本当によかった、これで自分が受給資格を得たんだなということと、そういうことも何も教えない、機械的に、あなた、これはだめですよと。これでもう天国と地獄になりますから、こういう怠慢な職員を擁していた組織、これを変えていかないといけないし、そういうことの被害に遭った方は何とかお救いせぬといかぬというふうに思いますので、これはきちんと、どういう事情であったのか、そういうことはよく調べたいと思います。こういうことはあっちゃいけないと思っております。

○内山委員 これは、どこでだれがということで詳細にお調べになっているわけでありまして、国の方の瑕疵といいますか責任ということが把握できれば年金受給資格を認めてやるというような何か超法規的なものを運用でできないか、ぜひ御検討いただきたいんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 これは、まずその事情をよくつまびらかにして、例えば、ある窓口で職員がこういう対応をしたので自分は錯誤したというようなことがあれば、それは全体の法体系で何かの法体系が援用できるかもしれませんし、そうじゃなければ運用で、事情が明らかで、明らかにその窓口のミスによるものであるということは、これは対応せぬといか

ぬと思いますので、検討させていただきます。

○内山委員 民法の九十五条でもこういう錯誤の部分というのがありますから、ぜひそういったものも含めて検討していただきたいな、こう思います。

私のところにも、市役所の職員が来て、四十代に、あなたの年金受給資格はもう二十五年に満たないから納めることをやめなさいとわざわざ言ってやめさせられたと。こういう方の相談を見てみましたら、七十まで任意加入をしますと二十五年に届くんですね。これは今からではさかのぼって払うということもできません。こういった方も、被害者がたくさんいると思います、ぜひ救いの手を差し伸べていただきたいな、こう思います。

同じく、受給資格を満たす者であって、そのことを知らなかった者三十二人のうち四件は、第三号被保険者の特例届け出が新たに確認されたという方がいらっしゃいます。

ちょっとお尋ねをしますけれども、この特例届け出の確認がされたことによって受給資格が発生したのかどうか、答弁を求めたいと思います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

ちょっとつまびらかに、詳細な記録は持っておりませんが、おっしゃるとおり、承知しているところによれば、その記録によって受給資格を満たすことができるようになった、こういうものであるというふうに承知しております。

○内山委員 この資料の九ページの下の方の「第三号被保険者の特例届出期間」というところで四件が明記されているわけであります。

この問題、今、これから別の問題に入るんですけども、つい先日、私ども民主党の厚生労働部会で、六十六歳のAさんという方が、夫の扶養になっていて、国民年金の第三号被保険者期間中に昔の厚生年金の期間が見つかった。この見つかったことを統合することによって、システム上は、一たん三号を切ってその間に厚生年金を入れる。お手元の資料で図をお配りしてございます。これはやはり図を見ませんと、なかなか頭で絵がかけませんので。

資料の四番に横長の図があります。この統合前というところで、今申し上げた三号のところには厚生年金の期間が二つ見つかった。これを統合したら下になりまして、厚生年金の記録を三号の間に入れますと、一たん三号を切って、再度また厚生年金が切れた段階で三号の種別の変更届という届け出を出さなければならなかったんです。この方は実際に六十歳から、記録統合前は年金を受給されていました。四年間で約百十万円。しかし、平成十九年の七月に記録統合をしまして、そして第三号の特例届け出を出して未納を埋めた段階で、あなたは六十歳の段階にさかのぼって年金を返してくださいなど。

こういう相談が来まして、私も法律をいろいろ見てみましたら、現行法ではやはり救えない。国民年金法の附則第七条の三、特例届け出を出した翌月から納付済み期間とするということになっておりますので、六十歳の時点では受給資格は発生しないというふうに判断をするわけですね。でも、これは実際には六十から年金をもらっていたわけですから、この方の年金を返せということは余りにも酷であるし、法の制度に不備がある、こんな思

いで我が民主党はこの救済法案を提出いたしました。

つい先日、土曜日のお話でありますけれども、テレビ、TBSを朝つけておりましたら、自民党の議員がこの案件は舛添大臣が救済するんだということをお話をされているということをお聞きまして、法改正をしなければ救済できないのにどうして救済ができるんだろうか、非常に不思議に思っております、大臣、この案件、どうやって救済をなさるおつもりなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○舛添国務大臣 これはもう、委員がおっしゃるように、ある意味で申請主義からきたいろいろな問題であるので、恐らくその方も、仕事をやめた段階で、仕事をやる時は会社に社会保険労務士の方々との契約があつたりしてきちんとやられるでしょうけれども、やめたときにこういう手続きをきちんとやるということは非常に難しいと思いますから、ここまで戻せというのはやはり酷だという認識は、私は一致しております。

それで、何らかの形で、運用上の措置でこういうものを救うことができるかどうか、ぜひ救いたいと思います。それで今、事務方に、運用上の援用措置で救えるかどうか検討なさい、そういう指示をしているというところであります。

○内山委員 きょうは内閣法制局の方にも来ていただいておりますけれども、その辺をお尋ねしたいんです。運用でできるものかどうか。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

本件についての具体的な厚生労働省のお考えを今承知しているわけではございませんけれども、一般に行政というものは法律の規定に従ってその範囲内で行われるものと思っております、その範囲内であれば、それでよろしいかと思っております。

○内山委員 もう一度詳しくお話をさせていただきたいんですが、その範囲内というのはどういう範囲なのでしょう。わかりやすくお願いします。

○山本政府参考人 いずれにせよ、具体的なお考えをまだ承知しておりませんので、申し上げられないところではありますけれども、一般に法令の解釈といいますものは、当該法令の規定の文言や趣旨等に即しつつ、立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して、論理的に確定されるべきものと考えております。

本件について、厚生労働省からそういう意味での御相談があれば、そういう方針のもとに十分相談していきたいと思っております。

○内山委員 委任とかの問題ではない、政省令で救済できる問題ではないと私は考えていまして、やはり法改正が必要なんじゃなからうか。運用でもしこういうのであれば、この法律は全く要らないわけでありまして、そこは一つ何か非常に違う意図を感じました。テレビに出ていて、何か、民主党がこういう救済案を出したことによって、それをあたかもすぐ打ち消すような発言にとられて、あれっ。何か違う認識をされているんじゃないかな。

私たちは、純粋に、こういう人たちは多分いっぱいいると思うんですね。現にこのAさ

ん以外にも、社会保険事務所の窓口でこういうことを聞くんです。記録統合する、そうすると、こういうケースがあるとすれば、あなたは自分の記録ではないと言いなさいと。ですから、こういう状況ですと記録統合は遅々として進まないです。いつまでもずっと引きずらなきゃならない。それは不利益があるからなんです。

ですから、昔勤めた厚生年金の期間を加算したら年金返せとか減ってしまうということはあるのではないわけでありまして、こういう人たちをやはり一日も早く探し出して救済すべきだ、こう思います。

こういう被害者がどれくらいいるのか、各社会保険事務所にデータの収集を要請していただきたいんですが、大臣、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 これは早急に調べさせるようにいたします。

そして、先ほど法制局の答えもありましたけれども、検討を急がせておりますので、法制局ともよく相談して、どういう手があるのか、いかに早く迅速に救うかということが必要なわけですから、私はテレビを見ていませんが、出演されていた議員から、こういう問題はどうするのかというので、それは運用で救えるかどうか、ぜひそういうことを救いたいということで検討させているということをお伝えしました。それを恐らくその議員がお伝えしたんだろうというふうに思います。

○内山委員 余りほじくりたくないんですけども、希望的推測で軽々に物を言っただけは誤解を招く、こう思いますので、ぜひともその辺はしっかりと、我々はまじめにきちんと議員立法を出しているんですから、ぜひお考えをいただきたいな、こう思います。

次に、標準報酬等の訂正事案の職員関与の調査についてお尋ねをしたいと思います。

もう相馬社長といえはすぐあの件、麴町の社会保険事務所の案件ですけども、この相馬社長の案件は今どのような形になっていますでしょうか、お尋ねをします。